

## 京都市〇〇〇指定管理者選考結果通知書

京都市指令〇〇〇第〇号

(団体名) (代表者名) 様	年 月 日
京都市長 〇〇 〇〇 印	

〇年〇月〇日付け京都市〇〇〇の指定管理者の申請について審査した結果、指定管理者の候補者とする事としたので通知します。

施設の 表示	所在地	
	名称	
担 当 部 局		電話 ー

注 本通知は、指定管理者の選考結果を通知するものであり、指定処分を行うものではありません。したがって、地方自治法第244条の2第6項の規定による市会の議決がある前に、以下のいずれかに該当することとなったとき、または同法同条同項の規定による市会の議決が得られないときは、指定管理者に指定しない旨の処分を行うことがあります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当したとき。
- (2) 京都市から京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。
- (3) 法人税、法人市民税及び消費税等の租税又は労働保険料その他の負担金を滞納したとき。
- (4) 会社更生法、民事再生法による更正又は再生手続の申立があったとき。
- (5) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定されたとき。
- (7) 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定されたとき。
- (8) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (9) 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- (10) その他指定管理者に指定することが著しく不適当と認められるとき。



## 京都市〇〇〇指定管理者指定書

京都市指令〇〇〇第〇号

(法人名) (代表者名)	様	年 月 日
		京都市長 〇〇 〇〇 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に指定します。		
施設の 表示	所在地	
	名称	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
指 定 の 条 件	<p>1 地方自治法、京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、京都市〇〇〇条例その他関係法令を遵守すること。</p> <p>2 指定に係る申請の際に提出された事業計画書及び収支予算書に基づいた管理を行うこと。</p> <p>3 次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことがある。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当したとき。</p> <p>(2) 京都市から京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。</p> <p>(3) 法人税、法人市民税及び消費税等の租税又は労働保険料その他の負担金等を滞納したとき。</p> <p>(4) 会社更生法、民事再生法による更正又は再生手続の申立があったとき。</p> <p>(5) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定されたとき。</p> <p>(7) 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定されたとき。</p> <p>(8) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。</p> <p>(9) 法令の規定、本件指定の条件又は本市との間で締結する協定書に記載された条件に違反したとき。</p> <p>(10) 法令の規定、本件指定の条件又は本市との間で締結する協定書の規定に基づき本市関係職員が行う報告の聴取、検査若しくは調査の実施を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の報告を行ったとき、その他本市関係職員の指示に正当な理由がなく従わなかったとき。</p> <p>(11) 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。</p> <p>(12) その他施設の管理業務を継続し難い事由があると認められるとき。</p> <p>4 本市が、本件施設の供用を休止し、又は廃止するとき並びに業務の範囲又は管理の基準の大幅な変更等により再指定が行われるときは、本件指定の期間内であっても、本件指定を取り消すことがある。</p>	
担 当 部 局	電話 —	

例

## 京都市〇〇〇の管理に関する協定書

- 1 施設名 .....
- 2 所在地 .....
- 3 指定期間 .....
- 4 委託料 総支払額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記施設の管理について、京都市を甲とし、(団体名)を乙として上記事項及び次の条項により協定を締結する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、甲乙各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

京 都 市

代表者

印

乙 住所

(団体名)

代表者

印

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条の規定に基づき、甲が乙に行わせる京都市〇〇〇（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務の範囲及び管理の基準)

第2条 乙が行う業務の範囲及び管理の基準については、京都市〇〇条例（以下「施設条例」という。）及び京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「指定手續条例」という。）に定めるもののほか、別紙1の仕様書に定めるところによる。

(管理に要する費用の支払)

第3条 甲は、乙に対して、施設の管理に要する費用を次のとおり支払う。

年度	円（消費税及び地方消費税相当額	円を含む。）
年度	円（消費税及び地方消費税相当額	円を含む。）
年度	円（消費税及び地方消費税相当額	円を含む。）

2 甲は、各会計年度において、当該年度の総額の4分の1ずつを四半期ごとに支払う。

3 前項の規定による支払の時期は、四半期を経過し、かつ、乙の請求があった後とする。

4 甲又は乙は、第1項に定める管理に要する費用の変更が必要となった場合には、相手方に対して書面で申出を行い、変更の要否や変更後の金額について甲乙協議のうえ、変更する。

(事業報告書)

第4条 地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第7項の規定により乙が作成し、甲に提出しなければならない事業報告書は、毎年度終了後60日以内（同条第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して60日以内）に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 自主事業の実施状況及び収支状況
- (5) その他管理の実態を甲が把握するために必要な事項

(報告義務)

第5条 乙は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その旨及びその理由を甲に報告しなければならない。

- (1) 施設において、事故又は不祥事が生じたとき。
- (2) 法令の規定、本件指定の条件又はこの協定書に違反したとき。
- (3) 施設又は施設に係る物品が滅失し、又はき損したとき。
- (4) 施設の管理に関し、訴訟が提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき。
- (5) 乙の定款もしくは寄付行為又は登記事項に変更があったとき。
- (6) 金融機関との取引が停止となったとき。
- (7) 施設の管理業務に関して乙が有する債権に対し差押え（仮差押えを含む。）等がなされたとき。

(8) 指定手続条例第3条第2項に基づいて提出した事業計画書その他の書類の重要な部分に変更があったとき。

(9) 京都市暴力団排除条例第9条、第10条第1項又は同条第2項の規定に該当する疑いのあるとき。

(10) その他施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

2 前条又は前項に規定するもののほか、乙は、甲から施設の管理業務に関する報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(利用者満足度等の把握)

第6条 乙は、甲と協議のうえ、利用者へのアンケート、モニター調査の実施等により、利用者の満足度、苦情等の把握を行い、少なくとも年1回以上、甲に報告しなければならない。また、甲又は乙は、その結果を受けて、甲乙協議のうえで改善に努めなければならない。

(地位の譲渡及び再委託の禁止等)

第7条 乙は、施設の指定管理者の地位及び業務に関して生じた権利又は義務を他人に譲渡してはならない。

2 乙は、業務の執行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、次に掲げる事実行為に限り、第三者に委託することができる。

(1) 施設内の清掃

(2) 施設の浄化槽の清掃及び維持管理

(3) 消防設備及び電気設備の維持管理及び点検

(4) 施設の防犯及び警備

(5) その他甲が必要と認める事項

(損害賠償)

第8条 乙は、次のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。

(1) 乙が業務を実施するうえで、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、指定管理者の指定が取り消された場合において、甲又は第三者に損害を与えたとき。

2 乙の業務の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合において、甲が当該第三者に対して損害の賠償を行ったときは、甲は乙に対して、賠償額の全部又は一部を求償することができる。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、施設の利用者等に係る個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、別紙2の個人情報保護に関する協定事項に従って取り扱わなければならない。ただし、乙が、当該協定事項に相当するものであると甲が認める規程を設けているときは、当該規程の定めるところにより取り扱うことができる。

(法令遵守)

第10条 乙は、業務の実施に関して、関係法令を遵守するとともに、公の施設の管理者に求められる社会的責任を果たすために、職員倫理の向上等のコンプライアンスに取り組まなければならない。

(災害発生時の対応)

第11条 乙は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生したときは、施設及び設備の管理保全に努めるとともに、速やかに被害状況を甲に報告する。

2 乙は、災害等が発生したときは、甲の要請に応じて、施設を避難所、他都市応援職員宿泊施設、物資集配拠点、ボランティア活動拠点、遺体安置所等の災害対策拠点として提供するとともに、甲の災害対応活動に協力しなければならない。

(適正な労働環境の確保)

第12条 乙は、労働関係法令を遵守するとともに、施設の管理業務に従事する労働者の雇用の安定その他適正な労働環境の確保並びに維持及び向上に努めるものとする。

(情報公開)

第13条 乙は、施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について、別紙3の情報公開に関する協定事項に従って取り扱わなければならない。ただし、乙が、当該協定事項に相当すると甲が認める規程を設けているときは、当該規程の定めるところにより取り扱うことができる。

(違約金)

第14条 乙は、指定期間の開始前に指定管理者の指定を辞退するとき、又は指定期間の開始後に正当な理由なく施設の管理の業務を廃止、若しくは休止するときは、甲に対し、違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定管理者の指定を辞退し、又は施設の管理の業務を廃止したとき 第3条第1項に掲げる額の合計額の○分の○に相当する額

(2) 施設の管理の業務を休止するとき 管理の業務を休止した日数1日につき第3条第1項に掲げる額の合計額の○分の○に相当する額

(議会の議決)

第15条 法第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定に係る議案が議会において可決されたときは、甲は、乙に対して指定書を交付しなければならない。

2 前項の議案が議会において否決されたときは、甲は、乙に対して、不指定処分を行わなければならない。

(本協定の締結)

第16条 この協定は、仮協定とし、甲及び乙は、甲の本件に係る予算の成立をもって、本協定を締結する。

2 前項の本協定は、甲が本件に係る予算の成立を乙に通知したうえ、当該予算の会計年度の開始をもって締結され、この協定書が本協定書となる。

3 第1項に定める条件が成就しなかったときは、甲乙双方共相手方に対し損害賠償等の要求は行わない。

<参考>指定管理期間を会計年度の途中（3月中など）に開始する場合は、予算の成立後ただちに仮協定を本協定とするため、第15条を次のとおり差し替えます。（第16条は削除。これに伴い、以降の17条を16条に、18条を17条に…と1つつ繰り上げる。）

(本協定の締結)

第15条 この協定は、仮協定とし、甲及び乙は、甲の本件に係る予算の成立をもって、本協定を締結する。

2 前項の本協定は、甲が本件に係る予算の成立を乙に通知することにより締結され、この協定書が本協定書となる。

3 第1項に定める条件が成就しなかったときは、甲乙双方共相手方に対し損害賠償等の要求は行わない。

(仮協定の解除)

第17条 甲は、前条の規定にかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、指定管理者に指定しない旨の処分を行い、仮協定を解除することができる。この場合においては、乙は甲に対し損害賠償その他一切の要求は行わない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当したとき。
- (2) 京都市から京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。
- (3) 法人税、法人市民税及び消費税等の租税又は労働保険料その他の負担金を滞納したとき。
- (4) 会社更生法、民事再生法による更正又は再生手続の申立があったとき。
- (5) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定されたとき。
- (7) 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定されたとき。
- (8) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (9) 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- (10) その他指定管理者に指定することが著しく不相当と認められるとき。

(乙の事情による指定の取消し)

第18条 指定手続条例第5条第1項の規定による指定管理者の指定後において、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当したとき。
- (2) 京都市から京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。
- (3) 法人税、法人市民税及び消費税等の租税又は労働保険料その他の負担金等を滞納したとき。
- (4) 会社更生法、民事再生法による更正又は再生手続の申立があったとき。
- (5) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定されたとき。
- (7) 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定されたとき。
- (8) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (9) 法令の規定、本件指定の条件又は本市との間で締結する協定書に記載された条件に違反したとき。
- (10) 法令の規定、本件指定の条件又は本市との間で締結する協定書の規定に基づき本市関係職員が行う報告の聴取、検査若しくは調査の実施を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の報告を行ったとき、その他本市関係職員の指示に正当な理由がなく従わなかったとき。
- (11) 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

(12) その他施設の管理業務を継続し難い事由があると認められるとき。

- 2 前項の場合において、甲が指定を取り消すとき、甲は、協定を解除する。
- 3 甲は、前項の規定により協定を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことができる。
- 4 乙は、第2項の規定により協定の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることができない。
- 5 甲は、第2項の規定により協定を解除した場合において、既に一部の管理業務の遂行があったときは、その部分に相当する額を支払うことができる。

(甲の事情による指定の取消し等)

第19条 前条第1項各号に掲げる場合のほか、甲は、本件施設の供用を休止し、又は廃止するとき並びに業務の範囲又は管理の基準の大幅な変更等により再指定が行われるときは、指定期間が終了するまでに、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- 2 前項の場合において、甲が指定を取り消すときは、甲は、協定を解除することができる。
- 3 前条第5項の規定は、前項の規定により協定を解除した場合について準用する。
- 4 乙は、第2項の規定により甲が協定を解除した場合において、乙が損害を被ったときは、甲に損害賠償の請求を行うことができる。

<参考>施設のあり方検討を行っている場合などにおいて、指定取消しに伴う指定管理者からの損害賠償請求の法的リスクを下げるためには、第19条第4項を以下のように記載することが考えられる。

4 乙は、第2項の規定より・・・行うことができる。ただし、第1項の規定により甲が指定の取消しを行う〇箇月前までに、指定を取り消す旨を甲が乙に通知した場合、乙は損害賠償等含め、一切の金銭を甲に請求しないものとする。

※ 通知時期は、指定管理者の保護が意義であることに留意し、各施設の態様等に応じて個別に設定すること。(一概に妥当といえる通知時期の基準はない。)

(指定管理業務の引継ぎ)

第20条 乙は、指定期間が満了したとき、又は第18条の規定により指定を取り消されたときは、施設の管理業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。

- 2 前項に係る引継ぎ方法、日時等については、別途協議する。

(協議)

第21条 この協定書について疑義のあるとき、又はこの協定書に定める事項を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ、そのつど決定する。

例

## 京都市〇〇〇の管理に関する協定書

- 1 施設名
- 2 所在地
- 3 指定期間

上記施設の管理について、京都市を甲とし、(団体名)を乙として上記事項及び次の条項により協定を締結する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、甲乙各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

京 都 市

代表者

印

乙 住所

(団体名)

代表者

印

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条の規定に基づき、甲が乙に行わせる京都市〇〇〇（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務の範囲及び管理の基準)

第2条 乙が行う業務の範囲及び管理の基準については、京都市〇〇条例（以下「施設条例」という。）及び京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「指定手續条例」という。）に定めるもののほか、別紙1の仕様書に定めるところによる。

(管理に関する費用)

第3条 乙は、施設の管理に要する費用を、施設の利用に係る料金収入をもって充てる。

2 乙は、施設条例第〇条に定める額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めなければならない。

3 乙は、利用料金の額を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(事業報告書)

第4条 地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第7項の規定により乙が作成し、甲に提出しなければならない事業報告書は、毎年度終了後60日以内（同条第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して60日以内）に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 自主事業の実施状況及び収支状況
- (5) その他管理の実態を甲が把握するために必要な事項

(報告義務)

第5条 乙は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その旨及びその理由を甲に報告しなければならない。

- (1) 施設において、事故又は不祥事が生じたとき。
- (2) 法令の規定、本件指定の条件又はこの協定書に違反したとき。
- (3) 施設又は施設に係る物品が滅失し、又はき損したとき。
- (4) 施設の管理に関し、訴訟が提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき。
- (5) 乙の定款もしくは寄付行為又は登記事項に変更があつたとき。
- (6) 金融機関との取引が停止となつたとき。
- (7) 施設の管理業務に関して乙が有する債権に対し差押え（仮差押えを含む。）等がなされたとき。
- (8) 指定手續条例第3条第2項に基づいて提出した事業計画書その他の書類の重要な部分に変更があつたとき。
- (9) 京都市暴力団排除条例第9条、第10条第1項又は同条第2項の規定に該当する疑いのあるとき。

(10) その他施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

2 前条又は前項に規定するもののほか、乙は、甲から施設の管理業務に関する報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(利用者満足度等の把握)

第6条 乙は、甲と協議のうえ、利用者へのアンケート、モニター調査の実施等により、利用者の満足度、苦情等の把握を行い、少なくとも年1回以上、甲に報告しなければならない。また、甲又は乙は、その結果を受けて、甲乙協議のうえで改善に努めなければならない。

(地位の譲渡及び再委託の禁止等)

第7条 乙は、施設の指定管理者の地位及び業務に関して生じた権利又は義務を他人に譲渡してはならない。

2 乙は、業務の執行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、次の各号に掲げる事実行為に限り、第三者に委託することができる。

- (1) 施設内の清掃
- (2) 施設の浄化槽の清掃及び維持管理
- (3) 消防設備及び電気設備の維持管理及び点検
- (4) 施設の防犯及び警備
- (5) その他甲が必要と認める事項

(損害賠償)

第8条 乙は、次のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。

(1) 乙が業務を実施するうえで、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、指定管理者の指定が取り消された場合において、甲又は第三者に損害を与えたとき。

2 乙の業務の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合において、甲が当該第三者に対して損害の賠償を行ったときは、甲は乙に対して、賠償額の全部又は一部を求償することができる。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、施設の利用者等に係る個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、別紙2の個人情報保護に関する協定事項に従って取り扱わなければならない。ただし、乙が、当該協定事項に相当するものであると甲が認める規程を設けているときは、当該規程の定めるところにより取り扱うことができる。

(法令遵守)

第10条 乙は、業務の実施に関して、関係法令を遵守するとともに、公の施設の管理者に求められる社会的責任を果たすために、職員倫理の向上等のコンプライアンスに取り組まなければならない。

(災害発生時の対応)

第11条 乙は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生したときは、施設及び設備の管理保全に努めるとともに、速やかに被害状況を甲に報告する。

2 乙は、災害等が発生したときは、甲の要請に応じて、施設を避難所、他都市応援職員宿泊施設、物資集配拠点、ボランティア活動拠点、遺体安置所等の災害対策拠点として提供するとと

もに、甲の災害対応活動に協力しなければならない。

(適正な労働環境の確保)

第12条 乙は、労働関係法令を遵守するとともに、施設の管理業務に従事する労働者の雇用の安定その他適正な労働環境の確保並びに維持及び向上に努めるものとする。

(情報公開)

第13条 乙は、施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について、別紙3の情報公開に関する協定事項に従って取り扱わなければならない。ただし、乙が、当該協定事項に相当すると甲が認める規程を設けているときは、当該規程の定めるところにより取り扱うことができる。

(違約金)

第14条 乙は、指定期間の開始前に指定管理者の指定を辞退するとき、又は指定期間の開始後に正当な理由なく施設の管理の業務を廃止、若しくは休止するときは、甲に対し、違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定管理者の指定を辞退し、又は施設の管理の業務を廃止したとき 〇〇〇円

(2) 施設の管理の業務を休止するとき 管理の業務を休止した日数1日につき〇〇〇円

(議会の議決)

第15条 この協定は、仮協定とし、甲及び乙は、法第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定に係る議案が議会において可決されたときは、本協定を締結する。

2 前項の議案が議会において可決されたときは、甲は、乙に対して指定書を交付しなければならない。

3 この協定書は、指定手続条例第5条第1項の規定による指定管理者の指定があったときに、本協定書となる。

4 第1項に定める条件が成就しなかったときは、甲乙双方共相手方に対し損害賠償等の要求は行わない。

5 第1項の議案が議会において否決されたときは、甲は、乙に対して、不指定処分を行わなければならない。

(仮協定の解除)

第16条 甲は、前条の規定にかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、指定管理者に指定しない旨の処分を行い、仮協定を解除することができる。この場合においては、乙は甲に対し損害賠償その他一切の要求は行わない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当したとき。

(2) 京都市から京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。

(3) 法人税、法人市民税及び消費税等の租税又は労働保険料その他の負担金を滞納したとき。

(4) 会社更生法、民事再生法による更正又は再生手続の申立があったとき。

(5) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定されたとき。

(7) 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定されたとき。

- (8) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (9) 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- (10) その他指定管理者に指定することが著しく不相当と認められるとき。

(乙の事情による指定の取消し)

第17条 指定手続条例第5条第1項の規定による指定管理者の指定後において、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当したとき。
- (2) 京都市から京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。
- (3) 法人税、法人市民税及び消費税等の租税又は労働保険料その他の負担金等を滞納したとき。
- (4) 会社更生法、民事再生法による更正又は再生手続の申立があったとき。
- (5) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定されたとき。
- (7) 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定されたとき。
- (8) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (9) 法令の規定、本件指定の条件又は本市との間で締結する協定書に記載された条件に違反したとき。
- (10) 法令の規定、本件指定の条件又は本市との間で締結する協定書の規定に基づき本市関係職員が行う報告の聴取、検査若しくは調査の実施を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の報告を行ったとき、その他本市関係職員の指示に正当な理由がなく従わなかったとき。
- (11) 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- (12) その他施設の管理業務を継続し難い事由があると認められるとき。

2 前項の場合において、甲が指定を取り消すとき、甲は、協定を解除する。

3 甲は、前項の規定により協定を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことができる。

4 乙は、第2項の規定により協定の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることができない。

(甲の事情による指定の取消し)

第18条 前条第1項各号に掲げる場合のほか、甲は、本件施設の供用を休止し、又は廃止するとき並びに業務の範囲又は管理の基準の大幅な変更等により再指定が行われるときは、指定期間が終了するまでに、指定管理者の指定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、甲が指定を取り消すときは、甲は、協定を解除することができる。

3 前条第4項の規定は、前項の規定により協定を解除した場合について準用する。

4 乙は、第2項の規定により甲が協定を解除した場合において、乙が損害を被ったときは、甲に損害賠償の請求を行うことができる。

<参考>施設のあり方検討を行っている場合などにおいて、指定取消しに伴う指定管理者からの損害賠償請求の法的リスクを下げるためには、第18条第4項を以下のように記載することが考えられる。

4 乙は、第2項の規定より・・・行うことができる。ただし、第1項の規定により甲が指定の取消しを行う〇箇月前までに、指定を取り消す旨を甲が乙に通知した場合、乙は損害賠償等含め、一切の金銭を甲に請求しないものとする。

※ 通知時期は、指定管理者の保護が意義であることに留意し、各施設の態様等に応じて個別に設定すること。(一概に妥当といえる通知時期の基準はない。)

(指定管理業務の引継ぎ)

第19条 乙は、指定期間が満了したとき、又は第17条の規定により指定を取り消されたときは、施設の管理業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。

2 前項に係る引継ぎ方法、日時等については、別途協議する。

(協議)

第20条 この協定書について疑義のあるとき、又はこの協定書に定める事項を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ、そのつど決定する。

## 別紙 1

### 仕様書（記載すべき事項の一例）

注：「8 リスクの負担に関する事項」は必ず記載すること

- 1 施設の概要に関する事項
  - (1) 名称及び所在地
  - (2) 建築物（敷地）の概要
  - (3) 施設の運営理念等
- 2 業務の範囲に関する事項
  - (1) 指定管理者が行う業務
  - (2) 京都市が行う業務（指定管理者に行わせない業務）
- 3 管理の基準に関する事項
  - (1) 開所時間及び休所日
  - (2) 人員配置の基準
  - (3) 利用許可の基準
  - (4) 事業の実施に関する詳細事項
  - (5) 清掃、警備等に関する詳細事項
  - (6) 安全管理に関する事項
  - (7) 個人情報取扱いに関する事項
  - (8) 帳簿等の備置
  - (9) その他
- 4 物品の貸与及び管理に関する事項 ※<sup>1</sup>
  - (1) 京都市が貸与する物品
  - (2) 指定管理者が準備すべき物品
- 5 施設の経理に関する事項
- 6 施設の修繕に関する事項 ※<sup>2</sup>
  - (1) 指定管理者の負担で行うべき事項
  - (2) 京都市の負担で行うべき事項
- 7 自主事業に関する事項 ※<sup>3</sup>
- 8 リスクの負担に関する事項※<sup>4</sup>
- 9 事故に伴う損害の賠償に関する事項※<sup>5</sup>
- 10 指定期間満了後の原状回復及び引継ぎに関する事項※<sup>6</sup>
- 11 障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関する事項※<sup>7</sup>
- 12 環境に配慮した取組の推進に関する事項※<sup>8</sup>

## 【※1 物品の貸与及び管理に関する事項】

具体的な物品名を挙げるとともに、物品に損傷があった場合の責任分担や、指定期間終了時の取扱いについても記載する。

<記載例>

### (1) 京都市が貸与する物品

ア 指定管理者は、別紙○に示す物品（以下「備品（Ⅰ種）」という。）を管理業務の実施に必要な範囲内で使用できるものとする。

イ 指定管理者は、備品（Ⅰ種）を常に良好な状態に保たなければならない。

ウ 京都市は、備品（Ⅰ種）が経年劣化等により管理業務実施の用に供することができなくなった場合であって、必要があると認めたときは、新たに当該備品（Ⅰ種）を購入し、又は調達し、指定管理者が使用できるように提供するものとする。

エ 指定管理者は、故意又は過失により備品（Ⅰ種）を毀損滅失したときは、京都市との協議により、京都市に対しこれを弁償し、同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達しなければならない。

オ 指定期間の終了等に伴い指定管理者が変更になる場合には、指定管理者は備品（Ⅰ種）を京都市又は京都市が指定する者に対して引き継がなければならない。

### (2) 指定管理者が準備すべき物品

ア 指定管理者は、別紙○に定める物品（以下「備品（Ⅱ種）」という。）を自己の費用により購入又は調達し、管理業務の用に供しなければならない。

イ 指定管理者は、備品（Ⅱ種）が経年劣化等により管理業務実施の用に供することができなくなった場合には、新たに当該備品（Ⅱ種）を購入し、又は調達しなければならない。

ウ 指定管理者は、備品（Ⅱ種）のほか、必要に応じ購入又は調達した備品（Ⅲ種）を管理業務実施の用に供することができるものとする。

オ 指定期間の終了等に伴い指定管理者が変更になる場合には、指定管理者は備品（Ⅱ種）を京都市又は京都市が指定する者に対して引き継がなければならない。

また、備品（Ⅲ種）については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去し、又は撤収するものとする。ただし、京都市と協議のうえ、京都市又は京都市が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

## 【※2 施設の修繕に関する事項】

施設の修繕については、本市と指定管理者の役割分担が特に問題になるので、次の例を参考に詳細に定める。

<記載例>

### (1) 指定管理者の負担で行うべき事項

- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による施設の損傷に係る修繕
- イ 経年劣化による施設の損傷に係る修繕のうち、1件〇万円未満のもの
- ウ 第三者の行為から生じた施設の損傷で相手方が特定できないものに係る修繕のうち、1件〇万円未満のもの

### (2) 京都市の負担で行うべき事項

- ア 京都市の責めに帰すべき事由による施設の損傷に係る修繕
- イ 経年劣化による施設の損傷に係る修繕のうち、1件〇万円以上のもの
- ウ 第三者の行為から生じた施設の損傷で相手方が特定できないものに係る修繕のうち、1件〇万円以上のもの

## 【※3 自主事業に関する事項】

指定管理事業と自主事業は明確に区分する必要があるため、次の記載例を参考に、承認要件や手続きについて記載する。

*※斜字部分は利用料金制の施設のみ必要に応じて記載*

<記載例>

- (1) 指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、指定管理者が自ら提案した自主事業を実施することができるものとする。市民サービスの向上等を図るため、積極的な提案に努めること。
- (2) 自主事業を実施する場合は、本市に業務計画書を提出し、事前に本市の承諾を受けなければならない。その際、本市と指定管理者は必要に応じて協議を行うものとする。また、自主事業により経費（施設使用料等）を超える収益が生じる場合等には、利益の一部を市民に還元する仕組みを適切に検討するものとする。
- (3) 自主事業の実施に当たり、施設の一部を利用する場合は、本市の使用許可又は目的外使用許可を受けなければならない。また、使用許可による利用料は指定管理者の収入となり、実質的に無料で使用できるため、本市と協議のうえ、利用料相当額の市民還元の仕組みを適切に検討するものとする。

#### 【※4 リスクの負担に関する事項】

＜記載例＞

施設の運営に関する基本的なリスク分担の方針は次のとおりとし、同表に定めのない事由が生じたときは、その都度、京都市と指定管理者で協議のうえ決定するものとする。

リスクの種類	内 容	負担区分	
		京都市	指定管理者
法令等の変更	指定管理者自身に影響を及ぼすもの		○
	施設の管理運営に影響を及ぼすもの	○	
経費の増大	京都市の指示に基づく業務内容の変更等	○	
	その他京都市以外の要因によるもの		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止又は延期	(その都度協議)	
協定の不履行	指定管理者の都合によるもの		○
	京都市の都合によるもの	○	
第三者への損害・傷害	業務の執行に伴うもの	○	○(注)
	施設及び設備等の瑕疵によるもの	○	
施設及び設備等の修繕	経年劣化、構造上の瑕疵による大規模修繕	○	
	指定管理者が故意又は過失により損傷させたもの		○
	上記以外	(その都度協議)	
苦情への対応	指定管理者の業務に関するもの		○
	上記以外	○	

(注) 京都市が損害の賠償を行った場合、指定管理者に故意又は重大な過失があるときは、京都市は指定管理者に対して賠償額を求償することができる。

#### 【※5 事故に伴う損害の賠償に関する事項】

指定管理者は、損害賠償責任に対応するため、損害保険会社により提供されている賠償責任保険に加入する必要がある。次の記載例を参考に定める。

＜記載例＞

指定管理者は、管理業務を開始するまでに施設賠償責任保険の保険契約を締結し、指定の期間中、当該保険に引き続き加入していなければならない。

#### **【※6 指定期間終了後の原状回復及び引継ぎに関する事項】**

前払式支払手段（プリペイドカードや回数券等）及び予約金を徴収している施設については、指定管理者が変更となった際の事前徴収した収入（前払金）の帰属について、あらかじめ対応を定めておく必要がある。

#### **【※7 障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関する事項】**

<記載例>

指定管理者は、障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供などに関して、同法第11条の規定により主務大臣が定める対応指針（ガイドライン）を遵守するとともに、本市が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領」を踏まえ、適切に対応すること。

#### **【※8 環境に配慮する取組に関する事項】**

<記載例>

乙は、業務の実施に関して、環境に配慮した取組（環境マネジメントシステムの導入、省エネ・省資源、ごみの減量、グリーン購入、公共交通機関の利用、エコカーによる運搬等）の推進に努めるものとする。

個人情報保護に関する協定事項

(定義)

第1条 この協定事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 乙が管理する施設の利用者等に係る個人情報で、個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。
  - ア 専ら文書を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理
  - イ 製版その他専ら印刷物を製作するための処理
  - ウ 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理
  - エ その他甲が定める処理
- (3) 文書等 乙の役員又は職員（以下「役職員」という。）が施設の管理の業務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、役職員が組織的に用いるものとして、乙が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(個人情報の収集の制限)

第2条 乙は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報の利用の目的（以下「利用目的」という。）を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 乙は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 法令（条例を含む。以下同じ。）に定めがあるとき。
  - (2) 本人の同意があるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 所在不明、心神喪失その他の理由により、本人から収集することができないとき。
  - (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務を処理する場合において、本人から個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができず、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生じると認められるとき。
  - (7) 国、地方公共団体（甲を含む。以下同じ。）又はこれらに準じる団体（以下「国等」という。）から収集することが事務の性質上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 3 乙は、甲が収集の必要があると認めるときを除き、思想、信条及び宗教に関する個人情報、人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人

情報並びに病歴、遺伝子に関する情報その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集してはならない。

(利用目的の明示)

第3条 乙は、本人から直接文書、図画及び電磁的記録に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、甲及び乙の権利又は正当な利益を害するおそれがあるとき。
- (4) 利用目的を本人に明示することにより、国等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第4条 乙は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的を超えて、個人情報を乙の内部で利用し、又は乙以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に定めがあるとき。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国等又はその委託を受けた者が法令の定める事務をすることに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 乙は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(提供先に対する措置要求)

第5条 乙は、乙以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は個人情報の適切な取扱いについて必要な措置を講じることを求めなければならない。

(電子計算機処理の制限)

第6条 乙は、第2条第3項に規定する個人情報及び犯罪に関する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。ただし、甲が、公益上特に必要があると認めて承諾したときは、この限りでない。

(電子計算機の結合の制限)

第7条 乙は、乙以外のものとの間において、個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、通信回線その他の方法により電子計算機を結合してはならない。ただし、甲が、公益上

必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めて承諾したときは、この限りでない。

(個人情報の適正な管理)

第8条 乙は、利用目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるため、個人情報管理責任者を置かなければならない。

3 乙は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(従業者の監督)

第9条 乙は、乙の従業者に個人情報を取り扱わせるに当たって、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報取扱事務の委託に伴う措置)

第10条 乙は、甲の承諾なく個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾を得て個人情報取扱事務を委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の開示の請求)

第11条 何人も、乙に対し、文書等に記録された自己の個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人から前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）を委任された代理人（以下「任意代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(開示請求の手続)

第12条 開示請求は、個人情報開示請求書（第1号様式）を提出して行うものとする。

2 開示請求をしようとする者は、個人情報開示請求書を提出する際、当該開示請求に係る個人情報の本人若しくはその法定代理人又は任意代理人であることを証明するため、乙に対し、次の各号に定めるもののいずれかを提出し、又は提示をしなければならない。

(1) 本人であることを証明するために必要な書類 次に掲げる書類のいずれか

ア 健康保険の被保険者証

イ 運転免許証

ウ 旅券

エ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード

オ その他開示請求をしようとする者の氏名及び住所が記載されている書類で甲と協議して乙が定めるもの

(2) 法定代理人又は任意代理人（以下「法定代理人等」という。）であることを証明するために

必要な書類 次に掲げる書類

ア 当該法定代理人等に係る前号に掲げる書類のいずれか

イ 法定代理人にあっては、本人の戸籍の謄本若しくは抄本又は後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書その他書類

ウ 任意代理人にあっては、本人が開示請求を委任したことを証する書類

- 3 乙は、個人情報開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（個人情報の開示義務）

第13条 乙は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報が記録されている文書等に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 第11条第2項の規定による開示請求をした法定代理人等に対して個人情報を開示することにより、当該個人情報の本人の権利利益を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者（第11条第2項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第18条において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(3) 法人（乙及び国等（以下「乙等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(4) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報

(5) 乙等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、〔乙が株式会社である場合〕乙の株主及び]債権者の利益を害するおそれ並びに次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、乙等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

イ 評価、診断、判断、選考、指導、相談その他これらに類する事務に関し、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ

ウ 審議、検討又は協議に関し、率直な意見の交換若しくは円滑な意思決定を不当に損なうおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

(6) 法令の規定により明らかに開示することができないとされている情報

(個人情報の部分開示)

第14条 開示請求に係る個人情報が記録されている文書等に非開示情報が含まれている場合において、乙は、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第15条 乙は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第16条 乙は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨及び開示をする日時及び場所を個人情報開示決定通知書（第2号様式）又は個人情報一部開示決定通知書（第3号様式）により通知しなければならない。

2 乙は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示をしない旨の決定（以下「非開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨を個人情報非開示決定通知書（第4号様式）、個人情報開示請求拒否決定通知書（第5号様式）又は不存在による非開示決定通知書（第6号様式）により通知しなければならない。

3 乙は、第1項の規定による個人情報の一部を開示する旨の決定又は非開示決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第17条 開示決定及び非開示決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 乙は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項の期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該期間をその満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、速やかに、開示請求者に対し、その旨並びに延長する理由及び期間を個人情報開示決定等期間延長通知書（第7号様式）により通知しなければならない。

(第三者に対する意見の聴取)

第18条 開示決定をする場合において、開示請求に係る個人情報に乙及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、乙は、あらかじめ当該情報に係る第三者に対し、個人情報の開示に関する意見を照会し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 前項の規定による照会は、個人情報の開示に関する照会書（第8号様式）により行い、第三者が行う意見書の提出は、個人情報の開示に関する意見書（第9号様式）により行うものとする。

(開示の実施等)

第19条 乙は、第16条第1項の規定により開示決定をしたときは、遅滞なく、開示請求者に対し、当該決定に係る個人情報の開示をしなければならない。

2 個人情報の開示は、次に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。ただし、第4号イに定める方法にあつては、開示請求に係る電磁的記録の全部を開示する場合において、開示請求者が希望し、かつ、乙が現に保有する機器で容易に対処することができることに限る。

(1) 文書又は図画に記録されている個人情報 個人情報に記録されている文書又は図画の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

(2) 録音テープに記録されている個人情報 当該録音テープを専用機器により再生したものの聴取又は録音カセットテープに複写したものの交付

(3) ビデオテープに記録されている個人情報 当該ビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付

(4) 前3号に掲げるもの以外の電磁的記録に記録されている個人情報 次に掲げる方法のいずれか

ア 当該電磁的記録を用紙に出力できるものにあつては、用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は当該電磁的記録をフロッピーディスク等に複写したものの交付

3 前項第1号に規定する方法により個人情報の開示をする場合において、当該文書又は図画を閲覧に供することにより当該文書又は図画の保存に支障が生じるおそれがあると認めるときその他必要があると認めるときは、当該文書又は図画の閲覧に代えて、その写しを閲覧に供することができる。

4 第12条第2項の規定は、前3項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。  
(個人情報の訂正の請求)

第20条 文書等に記録されている自己の個人情報の内容に事実についての誤りがあると認める者は、乙に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

(訂正請求の手続)

第21条 訂正請求は、個人情報訂正請求書（第10号様式）を乙に提出することにより行うものとする。

2 個人情報訂正請求書には、請求する訂正の内容が事実と合致することを証する資料を添付しなければならない。

3 第12条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

4 乙は、個人情報訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(個人情報の訂正義務)

第22条 訂正請求があつた場合において、乙は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしな

なければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第23条 乙は、訂正請求があったときは、必要な調査をしたうえで、当該請求があった日の翌日から起算して30日以内に、当該請求に係る個人情報の訂正をする旨又はしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、第21条第4項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 乙は、前項の規定により個人情報の訂正をする旨の決定をしたときは、当該訂正請求に係る個人情報を訂正したうえで、その旨を個人情報訂正通知書（第11号様式）により訂正請求者に通知しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の訂正をしない旨の決定をしたときは、その旨及びその理由を個人情報非訂正決定通知書（第12号様式）又は個人情報一部非訂正決定通知書（第13号様式）により訂正請求者に通知しなければならない。

4 乙は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項の期間内に訂正決定等を行うことができないときは、当該期間をその満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、速やかに、訂正請求者に対し、その旨並びに延長する理由及び期間を個人情報訂正決定等期間延長通知書（第14号様式）により通知しなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第24条 乙は、訂正決定に基づく個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(個人情報の利用停止の請求)

第25条 文書等に記録されている自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、乙に対し、当該各号に掲げる措置を請求することができる。

(1) 第2条第1項、第2項又は第3項の規定に違反して収集されたものであるとき 当該個人情報の消去又は利用の停止

(2) 第4条第1項又は第2項の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の消去又は利用の停止

(3) 第4条第1項又は第2項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第11条第2項の規定は、前項各号に掲げる措置（以下「利用停止」という。）の請求について準用する。

(利用停止請求の手續)

第26条 利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）は、個人情報利用停止請求書（第15号様式）を提出して行うものとする。

2 第12条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

3 利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(個人情報の利用停止義務)

第27条 利用停止請求があった場合において、乙は、当該利用停止請求に理由があると認める

ときは、乙における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第28条 利用停止請求があったときは、乙は、必要な調査をしたうえで、当該請求があった日の翌日から起算して30日以内に、当該請求に係る個人情報の利用停止をする旨又はしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、第26条第3項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 乙は、前項の規定により個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨を個人情報利用停止決定通知書（第16号様式）により通知しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を個人情報非利用停止決定通知書（第17号様式）又は個人情報一部非利用停止決定通知書（第18号様式）により通知しなければならない。

4 乙は、第1項の規定により個人情報の全部の利用停止をし、又は個人情報の一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、個人情報の全部又は一部の利用停止をしなければならない。

5 乙は、前項の規定により利用停止をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨を個人情報利用停止通知書（第19号様式）により通知しなければならない。

6 事務処理上の困難その他正当な理由により第1項の期間内に利用停止決定等を行うことができないときは、当該期間をその満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、速やかに、利用停止請求者に対し、その旨並びに延長する理由及び期間を個人情報利用停止決定等期間延長通知書（第20号様式）により通知しなければならない。

(甲への報告)

第29条 乙は、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等を行ったときは、速やかに、その旨を甲へ報告しなければならない。

(不服申出)

第30条 開示、訂正又は利用停止の請求を行った者は、当該請求に係る決定に不服があるときは、当該決定が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、乙に対し、不服の申出（以下「不服申出」という。）をすることができる。

- (1) 開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定
- (2) 訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定
- (3) 利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定

2 不服申出は、個人情報の開示・訂正・利用停止に関する不服申出書（第21号様式）を乙に提出して行うものとする。

3 不服申出があった場合は、乙は、当該不服申出に係る開示決定等、訂正決定等又は利用停止

決定等について、甲と協議して検討し、再決定を行い、その結果を個人情報不服申出に係る再決定通知書（第22号様式）により通知しなければならない。

（苦情の処理）

第31条 乙は、乙が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

（費用の負担）

第32条 この協定に基づく開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手数料は、徴収しない。

2 第19条第2項の規定により個人情報が記録されている文書等の写しの交付を受ける者は、次の各号に定める当該写しの交付に要する費用及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(1) 電子複写機による白黒コピー用紙（A3判まで） 1枚につき10円

(2) 電子複写機によるカラーコピー用紙（A3判まで） 1枚につき100円

(3) 前2号に掲げる用紙以外のもの 実費

（他の制度等との調整）

第33条 法令に次の各号に掲げる事項に関する規定があるときは、その定めるところによる。

(1) 個人情報が記録されているものの閲覧又は縦覧

(2) 個人情報が記録されているもの又はその謄本、抄本その他の写しの交付

(3) 個人情報の訂正

(4) 個人情報の利用停止

第1号様式（第12条関係）

個人情報開示請求書

(あて先) (法人名) (代表者名)		年 月 日
請求者	<input type="checkbox"/> 本人	住所（法定代理人等が法人である場合は、主たる事務所の所在地）
	<input type="checkbox"/> 法定代理人等	氏名（法定代理人等が法人である場合は、名称及び代表者名）  電話（      ） -

京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項  第11条 <input type="checkbox"/> 第1項 <input type="checkbox"/> 第2項 の規定により個人情報の開示を請求します。		
本人	住所	
	氏名	
開示請求に係る個人情報 が記録されている文書等の 件名又は個人情報の内容		
個人情報の開示の方法		<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付
※本人又は法定代理人等であることを確認した書類		<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 戸籍の謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 開示請求に係る委任状

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

3 本人の欄は、請求者が本人である場合は、記入する必要はありません。

4 開示請求に際しては、本人又はその法定代理人等であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

第2号様式（第16条関係）

個人情報開示決定通知書

様	第 号
	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

<p>年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第16条第1項の規定により、次のとおり個人情報を開示することを決定したので通知します。</p>	
開示請求に係る個人情報 が記録されている文 書等の件名	
個人情報の開示の日時	<input type="checkbox"/> 午前 年 月 日 ( ) 時 分 <input type="checkbox"/> 午後
個人情報の開示の場所	
個人情報の開示の方法	
担 当	電話 ー

注1 該当する□には、レ印がしてあります。

2 個人情報の開示を受ける際には、この通知書と本人又はその法定代理人等であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

個人情報一部開示決定通知書

様	第 号
	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="float: right;">印</span>

<p>年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第16条第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。</p>	
開示請求に係る個人情報が記録されている文書等の件名	
個人情報の開示の日時	<input type="checkbox"/> 午前 年 月 日 ( ) 時 分 <input type="checkbox"/> 午後
個人情報の開示の場所	
個人情報の開示の方法	
個人情報の一部の開示をしない理由	個人情報保護に関する協定事項第13条第 号に該当 (説明)
担 当	電話 ー
備 考	

注1 該当する□には、レ印がしてあります。

2 個人情報の開示を受ける際には、この通知書と本人又はその法定代理人等であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

この決定に不服があるときは、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第30条の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に不服申出を行うことができます。

第4号様式（第16条関係）

個人情報非開示決定通知書

第 号

様	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="float: right;">印</span>

<p>年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第16条第2項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。</p>	
開示請求に係る個人情報が記録されている文書等の件名	
個人情報の開示をしない理由	個人情報保護に関する協定事項第13条第 号に該当(説明)
担 当	電話 ー
備 考	

この決定に不服があるときは、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第30条の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に不服申出を行うことができます。

個人情報開示請求拒否決定通知書

第 号

様	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="float: right;">印</span>

年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第16条第2項の規定により、次のとおり開示請求を拒否することを決定したので通知します。

開示請求書に記載されている文書等の件名又は個人情報の内容	
開示請求を拒否する理由	
担 当	電話 ー

この決定に不服があるときは、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第30条の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に不服申出を行うことができます。

第6号様式（第16条関係）

不 存 在 に よ る 非 開 示 決 定 通 知 書

様	第 号
	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

<p>年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、次のとおり該当する個人情報を保有していないため、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第16条第2項の規定により、開示しないことを決定したので通知します。</p>	
<p>開示請求書に記載されている文書等の件名又は個人情報の内容</p>	
<p>開示請求に係る個人情報を保有していない理由</p>	
<p>担 当</p>	電話 ー

この決定に不服があるときは、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第30条の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に不服申出を行うことができます。

第7号様式（第17条関係）

個人情報開示決定等期間延長通知書

様	第 号
	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

<p>年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第17条第2項の規定により、同条第1項の規定による期間を延長したので通知します。</p>	
開示請求に係る個人情報 が記録されている文 書等の件名	
延長する理由	
当初の開示決定等の期 限	年 月 日
延長後の開示決定等の期 限	年 月 日
担 当	電話 ー

個人情報の開示に関する照会書

様	第 号
	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="float: right;">印</span>

次の文書等に記録されている個人情報について、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第11条の規定による個人情報の開示請求がありました。

この開示請求に係る個人情報には、あなた（貴団体）に関する情報も記録されており、当該個人情報を開示すれば、あなた（貴団体）に関する情報も開示することとなります。

この開示請求に係る個人情報の開示決定等について御意見があれば、別紙「個人情報の開示に関する意見書」により、 年 月 日までに回答してください。

開示請求に係る個人情報が記録されている文書等の件名	
開示請求に係る個人情報に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
担 当	電話 ー

第9号様式（第18条関係）

個人情報の開示に関する意見書

(あて先) (法人名) (代表者名)	年 月 日
住所又は居所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）	氏名（法人その他の団体にあつては、名称、代表者名、担当者名及び連絡先）  (担当者名) 電話（        ）        -

年 月 日付け第        号で照会がありましたことについて、回答します。	
開示請求に係る個人情報 が記録されている文書等の件名	
<input type="checkbox"/> 私（本団体）に関する情報を開示しても支障がない。 <input type="checkbox"/> 私（本団体）に関する情報を開示することには支障がある。 支障がある部分 理由	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

個人情報訂正請求書

(あて先) (法人名) (代表者名)		年 月 日
請求者	<input type="checkbox"/> 本人	住所（法定代理人等が法人である場合は、主たる事務所の所在地）
	<input type="checkbox"/> 法定代理人等	氏名（法定代理人等が法人である場合は、名称及び代表者名）  電話（ ） -

京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項 第20条 <input type="checkbox"/> 第1項 の規定により個人情報の訂正 <input type="checkbox"/> 第2項において準用する同協定事項第11条第2項 を請求します。		
本人	住所	
	氏名	
訂正請求に係る個人情報が記録されている文書等の件名		
請求する訂正の内容		
訂正請求の理由		
※本人又は法定代理人等であることを確認した書類	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍の謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 開示請求に係る委任状

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

3 本人の欄は、請求者が本人である場合は、記入する必要はありません。

4 請求する訂正の内容が事実合致することを証する資料を添付してください。

5 訂正請求に際しては、本人又はその法定代理人等であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

第11号様式（第23条関係）

個人情報訂正通知書

様	第 号
	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="float: right;">印</span>

<p>年 月 日付けであった個人情報の訂正請求について、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第23条第1項の規定により、次のとおり個人情報を訂正することを決定し、これに基づいて訂正したので、同条第2項の規定により通知します。</p>	
<p>訂正請求に係る個人情報が記録されている文書等の件名</p>	
<p>訂正の内容</p>	
<p>訂正した日</p>	年 月 日
<p>担 当</p>	電話 ー

第12号様式（第23条関係）

個人情報非訂正決定通知書

様	第 号
	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

<p>年 月 日付けであった個人情報の訂正請求について、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第23条第1項の規定により、次のとおり個人情報の全部を訂正しないことを決定したので、同条第3項の規定により通知します。</p>	
<p>訂正請求に係る個人情報 が記録されている 文書等の件名</p>	
<p>訂正をしない理由</p>	
<p>担 当</p>	<p>電話 ー</p>

この決定に不服があるときは、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第30条の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3箇月日以内に不服申出を行うことができます。

第13号様式（第23条関係）

個人情報一部非訂正決定通知書

様	第 号
	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="float: right;">印</span>

<p>年 月 日付けであった個人情報の訂正請求について、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第23条第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部を訂正せず、その他の部分を訂正することを決定し、これに基づいて訂正したので、同条第3項の規定により通知します。</p>	
訂正請求に係る個人情報 が記録されている 文書等の件名	
訂 正 の 内 容	
訂 正 し た 日	年 月 日
訂正をしない部分	
訂正をしない理由	
担 当	電話 ー

この決定に不服があるときは、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第30条の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に不服申出を行うことができます。

個人情報訂正決定等期間延長通知書

様	第 号
	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="float: right;">印</span>

<p>年 月 日付けであった個人情報の訂正請求について、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第23条第4項の規定により、同条第1項の規定による期間を延長したので通知します。</p>	
訂正請求に係る個人情報 が記録されている 文書等の件名	
延長する理由	
当初の訂正決定等の 期限	年 月 日
延長後の訂正決定等 の期限	年 月 日
担 当	電話 ー

個人情報利用停止請求書

(あて先) (法人名) (代表者名)		年 月 日
請求者	<input type="checkbox"/> 本人	住所（法定代理人等が法人である場合は、主たる事務所の所在地）
	<input type="checkbox"/> 法定代理人等	氏名（法定代理人等が法人である場合は、名称及び代表者名）  電話（      ）      -

京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項  第25条 <input type="checkbox"/> 第1項      の規定により個人情報の <input type="checkbox"/> 第2項において準用する同協定事項第11条第2項  <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 利用の停止を請求します。 <input type="checkbox"/> 提供の停止		
本人	住所	
	氏名	
利用停止請求に係る個人情報記録されている文書等の件名		
請求する利用停止の内容		
利用停止を請求する理由		
※本人又は法定代理人等であることを確認した書類	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 戸籍の謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 開示請求に係る委任状	

- 注1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 本人の欄は、請求者が本人である場合は、記入する必要はありません。
- 4 訂正請求に際しては、本人又はその法定代理人等であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。
- 5 利用停止の請求をする個人情報が特定できる資料を添付してください。

第16号様式（第28条関係）

個人情報利用停止決定通知書

様	第 号
	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="float: right;">印</span>

<p>年 月 日付けであった個人情報の利用停止請求について、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第28条第1項の規定</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>消去</p> <p>により、次のとおり個人情報の <input type="checkbox"/>利用の停止 をすることを決定したので、同条第2項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>提供の停止</p>	
利用停止請求に係る 個人情報が記録されている文書等の件名	
利用停止の内容	
担 当	電話 ー

注 該当する口には、レ印がしてあります。

個人情報非利用停止決定通知書

様	第 号
	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="float: right;">印</span>

<p>年 月 日付けであった個人情報の利用停止請求について、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第28条第1項の規定</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>消去</p> <p>により、次のとおり個人情報の全部の <input type="checkbox"/>利用の停止 をしないことを決定したので、同条 <input type="checkbox"/>提供の停止</p> <p>第3項の規定により通知します。</p>	
利用停止請求に係る 個人情報が記録され ている文書等の件名	
利用停止をしない 理由	
担 当	電話 ー
備 考	

注 該当する口には、レ印がしてあります。

この決定に不服があるときは、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第30条の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に不服申出を行うことができます。

個人情報一部非利用停止決定通知書

様	第 号
	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="float: right;">印</span>

<p>年 月 日付けであった個人情報の利用停止請求について、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第28条第1項の規定</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>消去 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/>消去</span></p> <p>により、次のとおり個人情報の一部の<input type="checkbox"/>利用の停止 をせず、その他の部分の<input type="checkbox"/>利用の停止</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>提供の停止 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/>提供の停止</span></p> <p>をすることを決定したので、同条第3項の規定により通知します。</p>	
利用停止請求に係る 個人情報が記録され ている文書等の件名	
利用停止の内容	
利用停止しない部分	
利用停止しない理由	
担 当	電話 ー

注 該当する口には、レ印がしてあります。

この決定に不服があるときは、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第30条の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に不服申出を行うことができます。

個人情報利用停止通知書

第 号

様	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="float: right;">印</span>

年 月 日付けであった個人情報の利用停止請求について、年 月 日付けで行った個人情報の 全部 一部 の利用停止をする旨の決定に基づき、次のとおり当該個人情報の一部の 全部 一部 の 消去 利用の停止 を実施したので、京都市〇〇〇の管理に係る協定書 提供の停止

第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第28条第5項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 個人情報が記録され ている文書等の件名	
-------------------------------------	--

利用停止の内容	
---------	--

利用停止をした日	年 月 日
----------	-------

担 当	電話 ー
-----	------

個人情報利用停止決定等期間延長通知書

様	第 号
	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="float: right;">印</span>

<p>年 月 日付けであった個人情報の利用停止請求について、京都市〇〇〇の管理に係る協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第28条第6項の規定により、同条第1項の規定による期間を延長したので通知します。</p>	
<p>利用停止請求に係る 個人情報が記録され ている文書等の件名</p>	
<p>延長する理由</p>	
<p>当初の利用停止決定 等の期限</p>	年 月 日
<p>延長後の利用停止決 定等の期限</p>	年 月 日
<p>担 当</p>	電話 ー

個人情報の開示・訂正・利用停止に関する不服申出書

(あて先) (法人名) (代表者名)	年 月 日
不服申出人の住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)	不服申出人の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称、代表者名、担当者名及び連絡先)  (担当者名) 電話 (        )        -

<p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/>開示  <input type="checkbox"/>訂正    決定等に係る不服を申し出ます。  <input type="checkbox"/>利用停止                 </p> <p>                     下記のとおり個人情報の                 </p> <p>1 不服申出に係る決定</p> <p>2 不服申出に係る決定があったことを知った年月日</p> <p>3 不服申出の趣旨</p> <p>4 不服申出の理由</p>
--

個人情報不服申出に係る再決定通知書

	第 号 年 月 日
様	(法人名) (代表者名) <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</div>

開示  
 訂正

個人情報に係る不服申出について、京都市〇〇〇の管理に係る

利用停止

協定書第9条に規定する個人情報保護に関する協定事項第30条第3項の規定により検討を行い、下記のとおり再決定したので通知します。

主 文

理 由

- 1 不服申出に係る事実等
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 不服申出の趣旨及び不服申出人の主張要旨
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 当法人の判断

情報公開に関する協定事項

(文書等の意義)

第1条 この協定事項において「文書等」とは、乙の役員又は職員（以下「役職員」という。）が施設の管理を行うに当たって作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、役職員が組織的に用いるものとして、乙が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(文書等の公開)

第2条 乙は、何人をおらず、乙が保有する文書等の公開を求めるものに対しては、申出者に対し、当該文書等を公開するものとする。ただし、公開を求められた文書等に次の各号のいずれかに掲げる情報（以下「非公開情報」という。）が記録されているときは、この限りではない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの。

(2) 法人（甲、乙、国及び地方公共団体並びにこれらに準じる団体（以下「甲等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

(4) 甲等又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは円滑な意思決定が不当に損なわれるおそれ、不当に〔会社の株主、〕債権者若しくは、市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 甲等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、甲等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

イ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ウ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ  
(6) 法令(条例を含む。以下同じ。)の規定により明らかに公開することができないとされている情報

(公開申出の手續)

第3条 前条の規定による文書等の公開の申出(以下「公開申出」という。)は、文書等公開申出書(第1号様式)の提出を受けることにより行うものとする。

2 乙は、公開申出をしようとするものに対し、当該公開申出に係る文書等の特定に必要な情報を提供するよう努めるものとする。

3 乙は、第1項の申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開申出をしたもの(以下「申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、乙は、申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

(部分公開)

第4条 乙は、公開申出に係る文書等の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、申出者に対し、当該部分を除いた部分につき当該文書等を公開するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められるときは、この限りでない。

(文書等の存否に関する情報)

第5条 公開申出に対し、当該公開申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、乙は、当該文書等の存否を明らかにしないで、当該公開申出を拒否することができる。

(公開申出に対する決定等)

第6条 乙は、公開申出に係る文書等の全部を公開するときは、その旨の決定(以下「公開決定」という。)をし、申出者に対し、その旨及び公開の実施に関し文書等公開決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 乙は、公開申出に係る文書等の一部を公開するときは、その旨の決定(以下「一部公開決定」という。)をし、申出者に対し、その旨及び公開の実施に関し文書等一部公開決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

3 乙は、公開申出に係る文書等の全部を公開しないとき(前条の規定により公開申出を拒否するとき及び公開申出に係る文書等を保有していないときを含む。以下同じ。)は、公開をしない旨の決定(以下「非公開決定」という。)をし、申出者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、通知するものとする。

(1) 文書等の全部の公開をしない旨の決定(次号及び第3号の決定を除く。)をした場合  
文書等非公開決定通知書(第4号様式)

(2) 協定第9条の規定により公開申出を拒否する旨の決定をした場合  
文書等公開申出拒否決定通知書(第5号様式)

(3) 公開申出に係る文書等を保有していないことにより公開しない旨の決定をした場合

不存在による非公開決定通知書（第6号様式）

- 4 乙は、第2項及び第3項第1号の規定による文書等の一部を公開する旨の決定又は非公開決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記するものとする。この場合において、将来、当該文書等の全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨及び公開することができる時期を併せて示すものとする。

（公開決定等の期限）

第7条 公開決定、一部公開決定及び非公開決定（以下「公開決定等」という。）は、公開申出があった日の翌日から起算して14日以内に行うものとする。ただし、第3条第3項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 乙は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、当該期間をその満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、乙は、速やかに、申出者に対し、その旨並びに延長する理由及び期間を決定期間延長通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（公開決定等の期限の特例）

第8条 公開申出に係る文書等が著しく大量であるため、公開申出があった日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、乙は、公開申出に係る文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの文書等については相当の期間内に公開決定等を行うことができる。この場合において、乙は、同条第1項に規定する期間内に、申出者に対し、決定期間特例延長通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（第三者に対する意見の聴取）

第9条 乙は、公開決定等を行う場合において、公開申出に係る文書等に乙及び申出者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、文書等の公開の申出に係る照会書（第9号様式）により、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。これに対する意見は、文書等の公開に関する意見書（第10号様式）によるものとする。

（公開の実施）

第10条 乙は、公開決定をしたときは、遅滞なく、申出者に対し、当該公開決定に係る文書等の公開をしなければならない。

- 2 前項の規定による文書等の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して次の各号に定める電磁的記録の区分に応じた方法により行う（公開申出に係る電磁的記録の全部を公開する場合において、公開申出者が希望し、かつ、乙が現に保有する機器で容易に対処することができるときはこの限りでない）。このとき写し（電磁的記録の複写を含む。）の交付の方法により文書等の公開をする場合における当該写しの交付部数は、文書等の公開

の申出に係る文書等1件につき1部とする。ただし、閲覧の方法による文書等の公開にあっては、乙は、当該文書等の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ又はビデオテープを専用機器により再生したものの視聴あるいは録音カセットテープ又はビデオカセットテープに複写したものの交付

(2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法のいずれか

ア 当該電磁的記録を用紙に出力できるものにあつては、用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は当該電磁的記録をフロッピーディスク等に複写したものの交付

(他の法令等との調整)

第11条 乙は、他の法令の規定により、何人にも公開申出に係る文書等が前条第2項本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該文書等については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定により定められた公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第12条 公開申出に係る手数料は、無料とする。

2 第10条第2項の規定により文書等の写しの交付を受けるものは、次の各号に定める当該写しの交付に要する費用及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(1) 電子複写機による白黒コピー用紙（A3判まで） 一枚につき10円

(2) 電子複写機によるカラーコピー用紙（A3判まで） 一枚につき100円  
（いずれの場合においてもA3判を超えるもののコピーは、実費とする）

(3) 録音カセットテープ、ビデオカセットテープ又はフロッピーディスク等 実費

(甲への報告)

第13条 乙は、第6条の規定により公開決定等を行ったときは、その旨を甲へ報告するものとする。

(不服の申出)

第14条 乙は、公開決定等に対する不服の申出があつたときは、甲へ報告するものとする。

2 前項の報告があつた場合及び甲に対して直接公開決定等に対する不服の申出があつた場合において、甲が当該公開決定等を変更し、文書等を公開し、又は一部公開の範囲を拡大することが妥当であると判断したときは、乙は、甲の判断に従い当該文書等を公開しなければならない。

(情報提供等の推進)

第15条 乙は、この協定に定めるもののほか、乙が行う施設の管理を行うに当たって保有する情報の提供に努めるものとする。

(文書等の管理)

第16条 乙は、この協定の適正かつ円滑な運用に資するため、文書等を適正に管理するものとする。

第1号様式（第3条関係）

文 書 等 公 開 申 出 書

(法人名) (代表者名)	年 月 日
様 申出者の住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)	申出者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先)  (担当者名) 電話 (            )            -

情報公開に関する協定事項第3条の規定により文書等の公開を申し出ます。	
文書等の名称 又は内容	
文書等の公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 (送付の希望 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し)

注 該当する□には、レ印を記入してください。

※事務処理欄
--------

第2号様式（第6条関係）

文 書 等 公 開 決 定 通 知 書

第 号

様	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="float: right;">印</span>

年 月 日付けであった公開申出について、情報公開に関する協定事項第6条第1項の規定により、次のとおり文書等を公開することを決定したので通知します。

文書等の名称	
公開の日時	<input type="checkbox"/> 午前 年 月 日 ( ) 時 分 <input type="checkbox"/> 午後
公開の場所	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 ( ) <input type="checkbox"/> 写し等の交付
担 当	電話 ー

注1 該当する□には、レ印がしてあります。

2 文書等の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

第3号様式（第6条関係）

文書等一部公開決定通知書

第 号

様	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="float: right;">印</span>

<p>年 月 日付けであった公開申出について、情報公開に関する協定事項（以下「協定事項」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり文書等の一部を公開することを決定したので通知します。</p>	
文書等の名称	
公開の日時	<input type="checkbox"/> 午前 年 月 日 ( ) 時 分 <input type="checkbox"/> 午後
公開の場所	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 ( ) <input type="checkbox"/> 写しの交付
文書等の一部の公開をしない理由	協定事項第2条第 号に該当 (説明)
担 当	電話 ー
備 考	

注1 該当する□には、レ印がしてあります。

2 文書等の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

この決定に不服があるときは、協定事項第14条の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に不服申出を行うことができます。

第4号様式（第6条関係）

文 書 等 非 公 開 決 定 通 知 書

第 号

様	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</div>

年 月 日付けであった公開申出について、情報公開に関する協定事項（以下「協定事項」という。）第6条第3項第1号の規定により、次のとおり文書等の全部を公開しないことを決定したので通知します。	
文書等の名称	
文書等の公開をしない理由	協定事項第2条第 号に該当 （説明）
担 当	電話 ー
備 考	

この決定に不服があるときは、協定事項第14条の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に不服申出を行うことができます。

第5号様式（第6条関係）

文書等公開申出拒否決定通知書

第 号

様	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

年 月 日付けであった公開申出について、情報公開に関する協定事項（以下「協定事項」という。）第5条の規定により、次のとおり公開申出を拒否することを決定したので、協定事項第6条第3項第2号の規定により通知します。

公開申出書に記載された文書等の名称又は内容	
公開申出を拒否する理由	
担 当	電話 ー

この決定に不服があるときは、協定事項第14条の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に不服申出を行うことができます。

第6号様式（第6条関係）

不 存 在 に よ る 非 公 開 決 定 通 知 書

第 号

様	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

年 月 日付けであった公開申出については、次のとおり文書等を保有していないため、情報公開に関する協定事項（以下「協定事項」という。）第6条第3項第3号の規定により、公開しないことを決定したので通知します。

公開申出書に記載された文書等の名称又は内容	
公開申出に係る文書等を保有していない理由	<input type="checkbox"/> 申出内容に該当する文書等を作成していないため <input type="checkbox"/> 文書等の保存年限を経過しており、廃棄したため <input type="checkbox"/> 文書が協定事項第1条に規定する「文書等」に該当しないため
担 当	電話 ー

この決定に不服があるときは、協定事項第14条の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に不服申出を行うことができます。

第7号様式（第7条関係）

決 定 期 間 延 長 通 知 書

第 号

様	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="float: right;">印</span>

<p>年 月 日付けであった公開申出について、情報公開に関する協定事項第7条第2項の規定により、同条第1項に規定する期間を延長したので通知します。</p>	
文書等の名称	
延長する理由	
当初の公開決定等の期限	年 月 日
延長後の公開決定等の期限	年 月 日
担 当	電話 ー

決 定 期 間 特 例 延 長 通 知 書

第 号

様	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="float: right;">印</span>

<p>年 月 日付けであった公開申出について、情報公開に関する協定事項第8条の規定により、協定事項第7条第1項に規定する期間を延長したので通知します。</p>	
文書等の名称	
協定第8条の規定を適用する理由	
当初の公開決定等の期限	年 月 日
相当の部分につき公開決定等をする期限	年 月 日
上記の期限内に公開決定等をする部分	
残りの文書等について公開等の決定をする期限	年 月 日
担 当	電話 ー

第9号様式（第9条関係）

文書等の公開に関する照会書

第 号

様	年 月 日
	(法人名) (代表者名) <span style="float: right;">印</span>

あなた（貴団体）に関する情報が記録されている文書等について、情報公開に関する協定事項第3条の規定による公開申出がありました。

この公開申出に係る文書等の公開決定等について御意見があれば、別紙「文書等の公開に関する意見書」により、 年 月 日までに回答してください。

文書等の名称	
あなた（貴団体）に関する情報の内容	
担 当	電話 ー

第10号様式（第9条関係）

文書等の公開に関する意見書

(法人名) (代表者名)	年 月 日
住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)	氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先)  (担当者名) 電話番号 ( ) -

年 月 日付け第 号で照会がありましたことについて、回答します。	
文書等の名称	
<input type="checkbox"/> 文書等の公開について支障がありません。 <input type="checkbox"/> 文書等の公開について支障があります。 (支障がある部分)  (理由)	

注 該当する□には、レ印を記入してください



議第〇〇号「指定管理者の指定（〇〇〇〇〇館）」参考資料

1 施設の概要

(1) 所在地

京都市中京区〇〇〇町〇〇番地の〇

(2) 施設規模等

構 造 〇〇造地上〇階地下〇階建て 1棟

延べ床面積 〇〇平方メートル

定 員 〇〇人

2 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 指定管理者の概要

団体名（代表者名）	株式会社〇〇〇〇（代表取締役 〇〇 〇〇）
主たる事務所の所在地	京都市下京区〇〇〇町〇〇番地の〇〇
設 立 年 月 日	
現 在 の 資 本 金	
事 業 概 要	
役 員	
他の本市施設での指定 管理の実績	〇〇〇〇館など〇〇件

当該施設を除いた数

4 事業計画及び収支計画の概要

(1) 事業計画の概要

(2) 収支計画の概要

(単位：円)

		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
収 入	委託料				
	利用料(※)				
	収入合計				

支 出	人件費				
	事業費				
	支出合計				

※利用料金の設定案

	設定案	(参考)	
		現行	条例に定める上限
会議室	400円/1時間	300円/1時間	400円/1時間
駐車場	200円/30分	200円/30分	200円/30分

5 選定の概況

非公募の場合は、  
参考2を参照

(1) 応募団体及び選定理由

応募団体数	応募団体名 (50音順、太字が 指定管理者)	選定理由の概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体名</li> <li>・ 団体名</li> <li>・ 団体名</li> </ul>	

(2) 審査結果一覧 (50音順、太字が指定管理者)

審査項目	配点	株式会社〇〇 〇〇〇〇	財団法人〇〇 〇〇〇〇	社会福祉法人 〇〇〇〇
応募団体の概要				
施設の管理運営方針				
事業実施				
サービス提供体制				
運営経費				
合計				

全ての応募者の審査結果を掲載する

注 指定管理者を選定することを目的として、選定委員会で検討した選定基準に基づき評価した結果であり、応募団体の経営状況やサービスの質の格付けを意味するものではない。

指定候補者がグループ応募の場合の記載（例）

1 議案

議案の「指定管理者」欄には、グループ名と所在地（一般的には代表団体の所在地になると思われるが、別途グループとしての所在地がある場合には、その場所）を記載する。

なお、議案の決定書には、「提案理由」欄にグループの構成団体が分かるよう記載する。

2 議案説明資料

議案説明資料の「1 指定管理者及び指定期間等」の「指定管理者」欄には、グループ名を記載する。

3 委員会（議員会）資料

委員会（議員会）資料の「3 指定管理者の概要」欄、「各指定管理者の役員名簿」欄は次の例を参考に記載する。

＜例＞株式会社A、社団法人B、C組合の3団体が、Aを代表団体としてD共同事業体という名称のグループを結成し、E会館の指定候補者になった場合

代表団体の代表者名を記載

3 指定管理者の概要

団体名（代表者名）	D共同事業体（株式会社A 取締役社長 ○○○○）
主たる事務所の所在地	京都市○○区○○町○○番地（代表団体の所在地）
設立年月日	平成○年○月○日
現在の資本金	なし
事業概要	株式会社A、社団法人B、C組合の3団体からなるグループ（代表団体：株式会社A）を設立し、下記の事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ E会館の管理運営受託</li> <li>・ ○○○○に関する普及・啓発事業</li> <li>・ その他○○○○に関し必要な事業の実施</li> </ul>
役員 （単独施設の場合のみ）	<株式会社A> 代表取締役 ○○○○ 取締役 ○○○○、○○○○、○○○○、○○○○ 監査役 ○○○○、○○○○、○○○○、○○○○ :

基本は代表団体の所在地だが、グループの所在地が別途定められている場合はその場所を記載

グループの設立年月日を記載

グループとしての資本金は特になくはないと思われるが、もし何かあれば記載

グループとしての役員が別途定められているような場合は、グループの役員名簿のみ記載

	(以下同様に全構成団体の役員名簿を記載)
他の本市施設での 指定管理の実績	〇〇〇〇館など〇〇件 (D共同事業体) 〇〇〇〇館など〇〇件 (株式会社A) 〇〇〇〇センターなど〇〇件 (C組合)

個々の構成団体  
での実績も記載

各指定管理者の役員名簿 (単独施設以外の場合)

団 体 名	役 員
D共同事業体(議第〇〇 号、〇〇号、〇〇号、〇 〇号)	<株式会社A> 代表取締役 〇〇〇〇 取締役 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 監査役 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 : (以下同様に全構成団体の役員名簿を記載)

グループとしての役員が別途定めら  
れているような場合は、グループの  
役員名簿のみ記載

## 非公募で選定した場合の記載（例）

## 1 議案説明資料

「1(4)応募団体数」の記載を除き、資料中の「応募団体」を「申請団体」とする。

## 2 委員会（議員会）資料

- ・ 資料中の「応募団体」を「申請団体」とする。
- ・ 「5(1)応募団体及び選定理由」は、次の例を参考に、「5(1)非公募の理由」とする。

<記載例>

## 5 指定管理者の概要

## (1) 非公募の理由

〇〇〇〇〇〇〇〇〇（施設名）は、……………のため、□□□□□□□□□□（団体）が運営することが最も合理的であり、学識経験者等で構成する〇〇〇〇〇〇〇〇〇（選定委員会名）における意見聴取の結果、当該施設については公募を行わず当該団体を指定管理者に選定することとした。

なお、非公募施設についても、公募施設と同様に、〇〇〇〇〇〇（選定委員会名）の意見を聴取し、審査を行った。

## 選定結果等の公表例

(広報資料)

○年○月○日

○ ○ 局  
( ○○部○○○○課 )  
( ○○○-○○○○ )

## 京都市○○○○○○○（施設名）の指定管理者の候補となる団体の選定結果について

この度、京都市では、「京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」に基づき、「京都市○○○○○○○○○○（施設名）」（○年○月○日管理開始予定）の指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）について、公募を行い、学識経験者等で構成する○○○○○○○（選定委員会名）における意見聴取の結果、下記のとおり選定しましたのでお知らせします。

なお、選定された指定候補者については、指定候補者を指定管理者とする議案を○月市会に付議し、可決された場合には、指定期間開始時から本施設の運営に当たることとなります。

## 記

## 1 施設概要

## (1) 施設名

○○○○○○○○○○○○

## (2) 所在地

京都市○○区○○○○○

## (3) 施設規模等

敷地面積 ○○○○平方メートル

延べ床面積 ○○○○○平方メートル

## 2 指定候補者

## (1) 団体名

□□□□□□□□□□

## (2) 代表者名

○○○○

## (3) 主たる事務所の所在地

○○○○○○○○○○○○

## 3 指定期間（予定）

○年○月○日～○年○月○日

#### 4 公募の概況

(1) 応募団体数

○団体

(2) 応募団体名（50音順）

○○○○○○○株式会社

株式会社○○○○○○○

□□□□□□□□□□

○○○○○○○○○○○○

(3) 募集日程

要項及び申請書類様式の配布	○年○月○日
質疑の受付	○年○月○日
質疑の回答	○年○月○日～○月○日
応募の受付開始	○年○月○日
応募の受付締切り	○年○月○日
書類選考等	○年○月○日～○月○日
意見聴取の実施	○年○月○日

#### 5 選定委員会委員

(敬称略)

	氏名	役職等
委員長	○○○○	○○○○○○○○
委員	○○○○	○○○○○○○○
	○○○○	○○○○○○○○
	○○○○	○○○○○○○○

#### 6 選定の概況

京都市○○○○○○○○○○○○（施設名）の指定管理者募集要項（○年○月○日広報発表）に基づき、すべての応募団体について評価を行い、指定候補者として最もふさわしいと評価された□□□□□□□□□□□（団体名）を選定したものです。

(1) 選定理由について

○○○○○○○○（選定委員会名）において、応募団体の概要、施設の管理運営方針、事業実施、サービス提供体制、運営経費等の審査基準に基づいて総合的に評価し、選考を行いました。その結果、次の理由により□□□□□□□□□□□（団体名）が、指定候補者とするにふさわしい団体であると評価されました。

(例)

選定委員会による評価

- ・ 運営経費については、すべての応募団体がコスト削減に取り組んでおり、委託費については指定候補者も含めほとんど差がない状況でした。
- ・ 事業の企画実施については、指定候補者の提案が、他の団体の提案と比べ具体的であり、〇〇〇〇〇の振興を図るという施設の管理運営方針に沿った内容となっており、他の団体の提案と比較して総合的に優れているという評価がされました。
- ・ サービス提供体制についても、指定候補者は、コスト削減を図る一方で、提案の中では最も充実した体制で管理運営に当たることとしています。

(2) 審査結果一覧

審査結果については以下のとおりです。

(審査項目ごとの表示例)

審査基準	配点	(株)〇〇	△△ (株)	(財)□ □	(福)〇 〇
応募団体の概要	10点	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
施設の管理運営方針	20点	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
事業実施	25点	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
サービス提供体制	25点	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
運営経費	20点	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
合計	100点	89.5点	82.3点	79.8点	75.5点

(太字は指定候補者)  
落選団体も含め、全応募団体の得点を実名で公表します。

(京都市公の施設の指定管理者申請用)

## 水道料金・下水道使用料納付証明請求書

年 月 日請求

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長  
(京都市上下水道局総務部 営業所)

請求者 住 所

氏 名

京都市公の施設の指定管理者申請に使用するため、下記の水道料金、下水道使用料の納付証明を請求します。

検針区	使用者コード	水栓番号	使用 者 名

(注) 検針区、使用者コード、水栓番号及び使用者名の欄は、領収書又は水道使用水量のお知らせに記載されている内容を正確に記入してください。

## 水道料金・下水道使用料納付証明書

上記の使用者について、水道料金、下水道使用料の未納額はありませぬ。

年 月 日

京都市公営企業管理者上下水道局長 ⑩

## 水道料金・下水道使用料納付証明書の請求について

京都市公の施設の指定管理者申請（以下「管理者申請」といいます。）における、本市の水道料金・下水道使用料に係る納付証明書（以下「納付証明書」といいます。）の請求については、この手引きをお読みいただき、別紙の「水道料金・下水道使用料納付証明請求書（京都市公の施設の指定管理者申請用）」（以下「証明請求書」といいます。）に必要事項を記入のうえ、証明手数料（1件350円）持参のうえ、納付証明書の発行窓口へ請求してください（郵送では受付できません。）。

### 1 納付証明書の提出が必要となる者

京都市に水道の使用者名義を有する者（管理者申請をする者が法人の場合にあつては法人名義のもの、個人の場合にあつては代表者名義のもの）

なお、管理者申請をする者が、京都市内に、事務所又は事業所等（以下「事務所等」といいます。）を有しない場合や、テナント・ビル、マンション等に設置されているため、直接に水道の使用者名義のある事務所等を有しない場合（家主に支払う賃借料（共益費）に水道料金等が含まれている場合など）には、納付証明書の提出は必要ありません。

### 2 対象になる事務所、事業所等

京都市内に所在する事務所等で、水道の使用者名義が申請対象になっているもの

なお、京都市内に複数の事務所等を有する場合は、すべての事務所等について納付証明書の提出が必要になります。ただし、工事現場等における臨時栓については、対象になりません。

### 3 証明請求書の記入に際しての注意事項

- (1) 「あて先」の欄には、請求する営業所名（所管地域の営業所名：別添「京都市上下水道局営業所等一覧」参照）を記入してください。納付証明書の請求先営業所が複数におよぶ場合には請求先営業所ごとに作成し、それぞれの請求先営業所で証明を受けてください。
- (2) 「請求者」の欄には、請求者の所在地、名称及び代表者名（個人の場合にあつては、住所及び氏名）を記入してください。
- (3) 「検針区」、「使用者コード」、「水栓番号」及び「使用者名」の欄には、領収証\*又は水道使用水量のお知らせに記載されている内容を正確に記入してください。  
※ 領収証の使用場所下部に記載のものが使用者名となります。

### 4 納付証明書の請求先

- (1) 納付証明書の請求は請求先営業所で行うようにしてください。他の担当営業所での証明はできませんので、ご注意ください。
- (2) 複数の営業所で証明を受ける必要が生じた際には、京都市上下水道局お客さま窓口サービスコーナーにて一括で請求することができます。ただし、請求書は請求先営業所ごとに作成してください。

なお、窓口サービスコーナーで証明請求を行った際には、当日に発行することができないため、後日受け取りに行ってくださいこととなりますのでご了承ください。

### 5 その他

- (1) 受付期間の後半は、窓口が混雑することがありますので、お早めに請求してください。
- (2) 納付証明請求書の用紙が2通以上必要となる場合は、コピーして使用してください。

## 京都市上下水道局営業所等一覧

担当地域	検針区の 1桁目	営業所名	所在地	電話番号
東山区・山科区 伏見区の醍醐支所管内	1	東部営業所	山科区柳辻西浦町1番地の11 (八反畑バス停西入ル)	592-3058
北区・上京区 中京区・左京区	2・3 5	北部営業所	左京区高野竹屋町4番地の1 (川端北大路東入ル上ル)	722-7700
右京区・西京区	0・4	西部営業所	右京区太秦安井一町田町14 (右京区役所を東へ約200m)	841-9184
下京区・南区 伏見区(醍醐支所管内 を除く)	6・7 8	南部営業所	伏見区鷹匠町33 (伏見区役所西向かい)	605-2011

- 複数の営業所で証明を受ける必要が生じた際には、京都市上下水道局お客さま窓口サービスコーナーにて一括で請求することができます。ただし、請求書は請求先営業所ごとに作成してください。

なお、窓口サービスコーナーで証明請求を行った際には、当日に発行することができないため、後日受け取りに行ってくださいこととなりますのでご了承ください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
上下水道局お客さま窓口 サービスコーナー	南区上鳥羽鉾立町11番地3	672-7770

年 月 日

京都市長 宛

団体名 ○○○○○○○○

代表者 ○○ ○○

(施設名) における利用料金の承認申請について

(施設名) の利用料金について、○○条例第○条第○項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金

2 適用日

年 月 日

団体名 ○○○○○○○○

代表者 ○○ ○○ 様

京都市長 ○○ ○○

(施設名) における利用料金の承認について

年 月 日付けで承認申請のあった (施設名) の利用料金について、○○条例  
第○条第○項に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 利用料金

2 適用日

令和4年12月20日

京都市長 宛

団体名 ○○○○○○

代表者 ○○ ○○

## 京都市○○センターにおける利用料金の承認申請について

京都市○○センターの利用料金について、京都市○○センター条例第○条第○項に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1 利用料金

	料金	備考
会議室	250円/時間	現行から変更なし
駐車場	200円/回	現行の150円/回から変更

## 2 適用日

令和5年4月1日

令和5年1月5日

団体名 ○○○○○○○○  
代表者 ○○ ○○ 様

京都市長 ○○ ○○

## 京都市○○センターにおける利用料金の承認について

令和4年12月20日付けで承認申請のあった京都市○○センターの利用料金について、京都市○○センター条例第○条第○項に基づき、下記のとおり承認します。

## 記

## 1 利用料金

	料金	備考
会議室	250円/時間	現行から変更なし
駐車場	200円/回	現行の150円/回から変更

## 2 適用日

令和5年4月1日

## 地方自治法（抄）

## （公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

## （公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上のものの同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地

について調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

## 京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長、公営企業管理者又は教育委員会（以下第15条までにおいて「市長等」という。）は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設（以下「指定施設」という。）の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

- (1) 指定施設の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 第4条第1項の規定により同項に規定する指定候補者を選定する基準
- (6) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (7) 指定施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (8) 指定管理者に指定しようとする期間
- (9) その他市長等が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長等に提出しなければならない。

- (1) 申請団体の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地
  - (2) 指定施設の名称
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 申請団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類
  - (2) 指定施設の管理に係る事業計画書
  - (3) 指定施設の管理に係る収支予算書
  - (4) その他市長等が必要と認める書類

(指定候補者の選定)

第4条 市長等は、前条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らし

て審査したうえ、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

- (1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
  - (2) 指定施設の設置の目的に照らしその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
  - (3) 指定施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。
- 2 市長等は、前項の規定による選定と同時に、申請団体のうち指定候補者以外の団体（以下「非選定者」という。）を指定管理者に指定しない旨の処分をしなければならない。
- 3 市長等は、第1項の規定により指定候補者を選定した後、法第244条の2第6項の規定による市会の議決を経るまでの間に、当該指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、当該指定候補者を指定管理者に指定しない旨の処分をし、非選定者の中から指定候補者を選定することができる。
- 4 前項の場合において、市長等は、同項の規定による選定前に、指定候補者に選定しようとする非選定者に対する第2項の処分を取り消すものとする。

（指定管理者の指定）

第5条 市長等は、指定候補者を指定管理者に指定する旨の議案が市会において議決されたときは、速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定しなければならない。

- 2 市長等は、前項の議案が市会において否決されたときは、速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定しない旨の処分を行わなければならない。
- 3 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

（指定の条件）

第6条 指定管理者の指定には、指定施設の管理上必要な条件を付することができる。

（協定の締結）

第7条 指定管理者は、第2条第8号に規定する期間の開始前に、市長等と指定施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 第3条第2項第2号に規定する事業計画書に記載された事項
  - (2) 指定施設の管理に要する費用に関する事項
  - (3) 指定施設の利用者等に係る個人情報（京都市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項
  - (4) 指定施設の管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
  - (5) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に記載すべき事項
  - (6) その他市長等が必要と認める事項

（事業報告書の提出）

第8条 法第244条の2第7項の規定による同項に規定する事業報告書の提出は、毎年度終了後60日以内（同条第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあ

っては、その取り消された日の翌日から起算して60日以内)にしなければならない。

2 前項の事業報告書には、指定施設の管理に係る収支決算書を添付しなければならない。  
(区分経理)

第9条 指定管理者は、指定施設の管理の業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(業務の休廃止)

第10条 指定管理者は、指定施設の管理の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受けなければならない。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき(当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。)、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、速やかにその管理しなくなった指定施設及びその設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長等が特に支障がないと認めたときは、この限りでない。

(市長等による管理)

第12条 市長等は、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 市長等は、前項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

3 市長又は公営企業管理者は、第1項の規定により管理の業務を行う公の施設(その利用料金を指定管理者に収受させるものに限る。)の使用について、同項の条例に定める利用料金の額の範囲内において、市長又は公営企業管理者が定める額の使用料を徴収することができる。

4 前項の使用料の還付、減額又は免除については、第1項の条例の利用料金の還付、減額又は免除に関する規定の例による。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、指定施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(情報公開)

第14条 指定管理者は、指定施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

(意見の聴取)

第15条 市長等は、第2条本文の規定により公募しようとするとき、同条ただし書の規定

により公募を行わずに指定候補者を選定しようとするとき及び第4条第1項の規定により指定候補者を選定しようとするときは、次条に規定する委員会（公営企業管理者にあつては、市長の附属機関である委員会）の意見を聴かなければならない。ただし、指定施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他意見を聴かないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

（委員会）

第16条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、第2条本文の規定による公募、同条ただし書又は第4条第1項の規定による指定候補者の選定及び指定施設の管理に関する事項について、市長等の諮問に応じ、調査し、及び審議させるため、委員会を置くことができる。

（委員会の組織）

第17条 委員会は、それぞれ委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第18条 委員の任期は、2年以内においてそれぞれの委員会ごとに市長等が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（秘密を守る義務）

第19条 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（部会）

第20条 委員会は、特定の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

第21条 第16条から前条までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長等が定める。

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項（委員会に関するものを除く。）は、市長等が定める。

附 則（平成27年11月11日条例第15号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 京都市暴力団排除条例（抄）

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団排除 暴力団による不当な行為を防止し、及びこれにより本市の区域内における事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 次に掲げる者をいう。
  - ア 暴力団員
  - イ 法人でその役員又は別に定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
  - ウ 個人で別に定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
  - エ 暴力団員がその事業活動を支配する者
- (5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として別に定めるものをいう。

（本市が設置した公の施設の使用の不許可等）

第9条 市長、公営企業管理者及び教育委員会（以下「市長等」という。）並びに地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、本市が設置した公の施設が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該公の施設の使用に係る許可その他の処分をせず、又は当該処分を取り消すことができる。

（利益付与処分に関する措置）

第10条 市長等及び指定管理者は、暴力団員等及び暴力団密接関係者に対し、別表に掲げる許可その他何らかの利益を付与する処分（暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがあるものに限る。以下「利益付与処分」という。）をしないものとする。

- 2 市長等及び指定管理者は、別表に掲げる利益付与処分を受けた者が暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当することが判明したときは、当該利益付与処分を取り消すことができる。

別表（第10条関係）

- (1) 地方自治法第244条の2第3項の規定による指定
- (2) 都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項本文（これらの規定を同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可
- (3) 水道法第16条の2第1項の規定による指定

- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項本文若しくは第6項本文、第7条の2第1項本文、第8条第1項、第9条第1項本文若しくは第9条の5第1項の規定による許可、同法第7条第2項若しくは第7項の規定による更新又は同法第9条の6第1項の規定による認可
- (5) 浄化槽法第35条第1項の規定による許可
- (6) 京都市都市公園条例第3条第1項又は第3項（これらの規定を同条例第15条において準用する場合を含む。）の規定による許可
- (7) 京都市公共下水道事業条例第5条第2項の規定による指定
- (8) 京都市中央卸売市場業務条例第11条第1項の規定による登録、同条例第16条第1項若しくは第29条第1項の規定による許可、同条例第21条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第33条第1項若しくは第2項若しくは第34条第1項の規定による認可又は同条例第25条第1項の規定による承認
- (9) 京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項又は第3項の規定による登録
- (10) 京都市補助金等の交付等に関する条例第10条第1項の規定による決定

## 京都市公契約基本条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 本市が発注する工事若しくは製造の請負、業務の委託又は物品の購入に係る契約及び京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項に規定する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- (2) 受注者 本市と公契約を締結した者をいう。
- (3) 市内中小企業 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するものであって、本市の区域内に本店又は主たる事務所を有するものをいう。
- (4) 社会的課題 環境保全、男女共同参画社会の形成、仕事と生活の調和、地域コミュニティ（本市の区域内における地域住民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。以下同じ。）の維持及び発展その他の社会における各般の課題をいう。
- (5) 下請等契約 次に掲げる契約をいう。
  - ア 下請、再委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、受注者その他の本市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託することを内容とする契約
  - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）の規定により、自己の雇用する労働者を受注者その他の本市以外の者のために公契約に係る業務に従事させることを内容とする契約
- (6) 下請負者等 下請等契約における請負人、受託者又は労働者派遣（労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務を提供する者をいう。
- (7) 市長等 市長、公営企業管理者又は教育委員会をいう。

（市内中小企業への発注）

第6条 本市は、法令上の制限がある場合、専門的な能力を有する者に発注する必要がある場合その他特別の事情がある場合を除き、市内中小企業へ発注するよう努めるものとする。

（下請等契約）

第8条 受注者及び下請負者等（以下「受注者等」という。）は、市内中小企業と下請等契約を締結するよう努めるものとする。

（本市の区域内において生産された物等の使用）

第9条 受注者等は、公契約の履行に当たっては、本市の区域内において生産され、又は製造された物を使用するよう努めるものとする。

（適正な労働環境の確保並びに維持及び向上）

第10条 本市及び受注者等は、公契約に従事する労働者の雇用の安定その他適正な労働環境の確保並びに維持及び向上に努めるものとする。

（労働関係法令の遵守）

第11条 受注者等は、最低賃金法その他の労働関係に関する法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守しなければならない。

（労働関係法令遵守状況報告書の提出）

第12条 対象公契約（指定管理協定その他別に定める公契約をいう。以下同じ。）を締結した者（以下「対象受注者」という。）は、別に定める日までに、労働関係法令の遵守状況を確認するための別に定める事項を記載した報告書（以下「労働関係法令遵守状況報告書」という。）を市長等に提出しなければならない。

2 前項の別に定める公契約に係る下請負者等（当該公契約が建設業法第2条第1項に規定する建設工事に係るものである場合にあっては、同条第5項に規定する元請負人又は下請負人に該当するものに限る。以下「対象下請負者等」という。）は、別に定める日までに、労働関係法令遵守状況報告書を対象受注者に提出しなければならない。

3 対象受注者及び対象下請負者等（以下「対象受注者等」という。）は、前2項の規定により提出した労働関係法令遵守状況報告書のうち労働関係法令の遵守状況に関する事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面により、対象受注者にあっては市長等に、対象下請負者等にあっては対象受注者に届け出なければならない。

4 対象受注者は、対象下請負者等から第2項の規定による労働関係法令遵守状況報告書の提出又は前項の規定による届出があったときは、別に定めるところにより、当該労働関係法令遵守状況報告書又は当該届出に係る書面を市長等に提出しなければならない。

（対象労働者への明示）

第20条 対象受注者等は、対象公契約に係る業務に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）に対し、当該業務が対象公契約に係るものであることその他別に定める事項を明らかにしなければならない。

（適正な予定価格等の算出）

第23条 本市は、公契約の適正な履行及び履行の水準並びに労働者の適正な賃金を確保するため、合理的な積算を基礎として、予定価格及び最低制限価格を算出するものとする。

（履行状況の評価及びその結果の反映）

第24条 本市は、公契約の適正な履行及び履行の水準を確保するため、公契約の履行状況を適切に評価し、その結果を当該評価後に行われる公契約における相手方の選定に反映させるよう努めるものとする。

（人材の育成）

第25条 本市及び受注者は、将来にわたって公契約の適正な履行及び履行の水準の確保を図るため、公契約の担い手となる人材の育成に努めるものとする。

（下請等契約の適正化）

第26条 受注者と下請負者等との間で下請等契約を締結するに当たっては、両者は、公契約の適正な履行及び履行の水準並びに適正な労働環境を確保するため、両者が対等な立場にあることを認識し、下請代金支払遅延等防止法その他両者の関係を規律する法令を遵守し、当該下請等契約の内容を適正なものとしなければならない。

## 京都市個人情報保護条例（抄）

## 第1章 総則

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報で、個人が識別され、又は識別され得るものをいう。  
ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び市会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他市長が定める処理を除く。
- (4) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (5) 公文書 次に掲げる実施機関の区分に応じ、それぞれ次に掲げるものをいう。
  - ア 市会以外の実施機関 実施機関の職員等（実施機関の職員及び本市が設立した地方独立行政法人の役員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員等が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
    - (7) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
    - (イ) 図書館その他の本市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの
  - イ 市会 京都市会情報公開条例第2条に規定する公文書をいう。

## （実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性に関する事業者及び市民の意識の啓発に努めな

なければならない。

- 2 実施機関の職員等又は実施機関の職員等であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

## 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報の収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 法令（条例を含む。以下同じ。）に定めがあるとき。
  - (2) 本人の同意があるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 所在不明、心神喪失その他の事由により、本人から収集することができないとき。
  - (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務を処理する場合において、本人から個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができず、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生じると認められるとき。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報、人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報並びに病歴、遺伝子に関する情報その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 法令に定めがあるとき。
  - (2) 個人情報取扱事務の性質上当該個人情報が欠くことができないものであると認められるとき。
- 4 実施機関は、第2項第7号又は前項第2号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
  - (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
  - (3) 個人情報の対象者の範囲
  - (4) 個人情報の項目
  - (5) 個人情報の収集先
  - (6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
  - (7) 次条第1項ただし書の規定に基づく個人情報の利用又は提供を經常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先の名称
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告に係る事項について、実施機関に対し、意見を述べることができる。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えて、個人情報を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に定めがあるとき。
  - (2) 本人の同意があるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 実施機関は、第1項第5号の規定により個人情報を利用し、又は提供しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

(提供先に対する措置要求)

第9条 実施機関は、他の実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の

制限その他必要な制限を付し、又は個人情報の適切な取扱いについて必要な措置を講じることを求めなければならない。

(電子計算機処理の制限)

第10条 実施機関は、第6条第3項に規定する個人情報及び犯罪に関する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。ただし、実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務に関し、新たに個人情報（出版、報道等により公にされている個人情報を除く。次条において同じ。）の電子計算機処理をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

(電子計算機の結合の制限)

第11条 実施機関は、当該実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、通信回線その他の方法により電子計算機を結合してはならない。ただし、実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるときは、この限りでない。

(個人情報の適正な管理)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるため、個人情報管理責任者を置かななければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(個人情報取扱事務の委託に伴う措置)

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託しようとするとき（地方自治法第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときを含む。）は、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者及び地方自治法第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者の指定を受けて公の施設の管理を行う者（以下「個人情報取扱事務受託者等」という。）は、受託した業務及び当該管理の業務（以下「受託業務等」という。）に関する個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求

(個人情報の開示の請求)

第14条 何人も、実施機関（市会にあっては、議長。以下この章から第5章まで（第16条第4号を除く。）において同じ。）に対し、公文書に記録された自己の個人情報の開示を

請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人が反対の意思を表示したとき。

(2) 開示請求により本人の権利利益を明らかに害すると認められるとき。

(開示請求の手続)

第15条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、開示請求書を提出する際、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 第14条第2項の規定による開示請求をした未成年者又は成年被後見人の法定代理人に対して開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者（第14条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号並びに第22条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(3) 法人（本市、国、他の地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人並びにこれらに準じる団体（以下「本市等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上

の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

- (4) 法人等又は開示請求者以外の個人が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、法人等又は当該個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

ア 事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

- (5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報

- (6) 本市等又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (7) 本市等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 評価、診断、判断、選考、指導、相談その他これらに類する事務に関し、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 本市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人その他の本市、国及び他の地方公共団体に準じる団体に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- (8) 法令の規定により明らかに開示することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から開示してはならない旨の個別的か

つ具体的な指示（地方自治法第 245 条第 1 号へに掲げる指示その他これに類する行為をいう。）がある情報

（個人情報の部分開示）

第 17 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

（個人情報の存否に関する情報）

第 18 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、遅滞なく、その旨を京都市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。

（開示請求に対する決定等）

第 19 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し別に定める事項を文書により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条第 1 項の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示をしない旨の決定（以下「非開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨を文書により通知しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定による個人情報の一部を開示する旨の決定又は非開示決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。この場合において、将来、当該個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨及び開示することができる時期を併せて示さなければならない。

（開示決定等の期限）

第 20 条 開示決定及び非開示決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内にしなければならない。ただし、第 15 条第 3 項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項の期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該期間をその満了する日の翌日から起算して 30 日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、その旨並びに延長する理由及び期間を文書により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第 21 条 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して 44 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に

著しい支障が生じるおそれがあるときは、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をする事ができる。この場合において、実施機関は、同条第1項の期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限  
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第22条 実施機関は、開示決定等をする場合において、開示請求に係る個人情報に本市等及び開示請求者以外のもの（以下この条、第37条及び第38条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該情報に係る第三者に対し、当該情報の内容その他別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第16条第2号ただし書、第3号ただし書又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他別に定める事項を文書により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を文書により通知しなければならない。

(開示の実施等)

第23条 実施機関は、第19条第1項の規定により個人情報の開示をする旨の決定をしたときは、遅滞なく、開示請求者に対し、当該決定に係る個人情報の開示をしなければならない。

2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、開示請求に係る個人情報が公文書に記録されていないときは、文書によりその旨を通知するものとする。

- (1) 文書又は図画に記録されている個人情報 個人情報が記録されている文書又は図画の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
- (2) 電磁的記録に記録されている個人情報 個人情報が記録されている電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して市長が定める方法

3 実施機関は、前項本文に規定する方法により個人情報の開示をする場合において、当該

公文書を閲覧に供することにより当該公文書の保存に支障が生じると認めるとき、その他必要があると認めるときは、当該公文書の閲覧に代えて、その写しを閲覧に供することができる。

- 4 第15条第2項の規定は、前2項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

(個人情報の訂正の請求)

第24条 公文書に記録されている自己の個人情報の内容に事実についての誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

- 2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

(訂正請求の手続)

第25条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
  - (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
  - (3) 請求する訂正の内容及び訂正請求の理由
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 訂正請求書には、請求する訂正の内容が事実と合致することを証する資料を添付しなければならない。
- 3 第15条第2項の規定は、訂正請求について準用する。
- 4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(個人情報の訂正義務)

第26条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

- 第27条 実施機関は、訂正請求があったときは、必要な調査をしたうえで、当該請求があった日の翌日から起算して30日以内に、当該請求に係る個人情報の訂正をする旨又はしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、第25条第4項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正をする旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、当該訂正請求に係る個人情報を訂正したうえで、その旨を文書により訂正請求者に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の訂正をしない旨の決定をし

たときは、その旨及びその理由を文書により訂正請求者に通知しなければならない。

4 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

(訂正決定等の期限の特例)

第28条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び同条第4項において準用する第20条第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、前条第1項の期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等を行う期限

(個人情報の提供先への通知)

第29条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を文書により通知しなければならない。

(個人情報の利用停止の請求)

第30条 公文書に記録されている自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に掲げる措置を請求することができる。

(1) 第6条第1項、第2項又は第3項の規定に違反して収集されたものであるとき 当該個人情報の消去

(2) 第8条第1項又は第2項の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止

(3) 第8条第1項又は第2項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第14条第2項の規定は、前項各号に掲げる措置（以下「利用停止」という。）の請求について準用する。

(利用停止請求の手続)

第31条 利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 請求する利用停止の内容及び利用停止請求の理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 第15条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(個人情報の利用停止義務)

第32条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、第30条第1項第2号の規定による利用の停止の請求に係る個人情報を容易に区分して除くことができるときは、当該個人情報の消去をもって当該利用の停止に代えることができる。

(利用停止請求に対する決定等)

第33条 実施機関は、利用停止請求があったときは、必要な調査をしたうえで、当該請求があった日の翌日から起算して30日以内に、当該請求に係る個人情報の利用停止をする旨又はしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、第31条第3項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨を文書により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を文書により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部の利用停止をし、又は個人情報の一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、個人情報の全部又は一部の利用停止をしなければならない。

5 前項の規定により利用停止をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨を文書により通知しなければならない。

6 第20条第2項の規定は、利用停止決定等について準用する。

(利用停止決定等の期限の特例)

第34条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び同条第6項において準用する第20条第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、前条第1項の期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等を行う期限

#### 第4章 個人情報の取扱いの是正の申出

第35条 実施機関における自己の個人情報の取扱いが不適切であると認める者は、当該実施機関に対し、その取扱いの是正を申し出ることができる。

2 前項の規定による是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

- (2) 是正の申出に係る個人情報 を特定するために必要な事項
  - (3) 是正の申出に係る個人情報の取扱いの内容
  - (4) 求める是正の内容
  - (5) 是正を求める理由
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 3 第14条第2項及び第15条第2項の規定は、第1項の規定による是正の申出について準用する。
- 4 実施機関は、第1項の規定による是正の申出があったときは、遅滞なく、必要な調査をし、当該申出に正当な理由があると認めるときは、必要な措置を講じなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の規定による是正の申出に対する処理の内容を、文書により申出者に通知しなければならない。

## 第5章 不服申立て

(審査会への諮問等)

第36条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
  - (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第38条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
  - (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。
  - (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。
- 2 前項の規定による諮問があったときは、審査会は、速やかに調査し、及び審議するよう努めなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、当該諮問に係る答申があったときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第37条 諮問庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人

である場合を除く。)

- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第38条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第6章 雑則

(苦情の処理)

第39条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

(費用の負担)

第40条 この条例の規定による請求及び申出に係る手数料は、徴収しない。

- 2 第23条第2項の規定により個人情報が記録されている公文書の写しの交付(電磁的記録については、これに準じるものとして市長が定める方法を含む。)を受ける者は、当該写しの作成及び送付(電磁的記録については、これらに準じるものとして市長が定めるものを含む。)に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度等との調整)

第41条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)に含まれる個人情報
  - (2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
  - (3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
  - (4) 統計法第29条第1項の規定により行政機関(同法第2条第1項に規定する行政機関をいう。)が提供を受けた行政記録情報(同条第10項に規定する行政記録情報をいう。)に含まれる個人情報
- 2 法令(京都市情報公開条例及び京都市会情報公開条例を除く。)に次に掲げる事項に関する規定があるときは、その定めるところによる。
    - (1) 個人情報が記録されている物の閲覧又は縦覧
    - (2) 個人情報が記録されている物又はその謄本、抄本その他の写しの交付
    - (3) 個人情報の訂正

(4) 個人情報の利用停止

- 3 第6条第4項, 第7条, 第8条第3項, 第10条第2項, 第11条及び第3章から第5章までの規定は, 本市の職員並びに本市が設立した地方独立行政法人の役員及び職員の人事, 給与, 服務, 福利厚生その他これらに準じる事項に関する個人情報については, 適用しない。

## 京都市情報公開条例（抄）

## （公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号の一に該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (2) 法人（本市、国及び他の地方公共団体並びにこれらに準じる団体（以下「本市等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。
  - ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- (3) 法人等又は個人が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。
  - ア 事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - イ 違法又は不当な事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれのある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報
- (5) 本市等又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 本市等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすお

それがあるもの

ア 監査, 検査, 取締り又は試験に係る事務に関し, 正確な事実の把握を困難にするお

それ又は違法若しくは不当な行為を容易にし, 若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約, 交渉又は争訟に係る事務に関し, 本市等の財産上の利益又は当事者としての

地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し, その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し, 公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 本市, 国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は本市, 国及び他の地方公共

団体に準じる団体に係る事業に関し, その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 法令(条例を含む。以下同じ。)の規定により明らかに公開することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から公開してはならない旨の個別的かつ具体的な指示(地方自治法第245条第1号へに掲げる指示その他これに類する行為をいう。)がある情報

## 行政手続法（抄）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

二 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

（聴聞の通知の方式）

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をお

いて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
  - 二 不利益処分の原因となる事実
  - 三 聴聞の期日及び場所
  - 四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
- 一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
  - 二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

- 第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。
- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
  - 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
  - 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

（参加人）

- 第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。
- 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。
  - 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

- 第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事実についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
  - 3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

- 第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
    - 一 当該聴聞の当事者又は参加人
    - 二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
    - 三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
    - 四 前三号に規定する者であった者
    - 五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
    - 六 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

- 第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。
- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。
  - 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
  - 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
  - 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
  - 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書及び報告書)

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておくなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

- 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。
- 4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第26条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第24条第1項の調書の内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

(審査請求の制限)

第27条 この節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第28条 第13条第1項第1号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第15条第1項の通知があった場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者(当該処分において解任し又は除名すべきこととされている者に限る。)は、同項の通知を受けた者とみなす。

- 2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。)の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分にその名あて人が従わないことを理由として法令の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第13条第1項の規定にかかわらず、行政庁は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

(弁明の機会の付与の方式)

第29条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

- 2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第30条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

（聴聞に関する手続の準用）

第31条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第30条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第2号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第30条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第31条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という）は、平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要性があり、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については、「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）」（平成15年7月17日付け総行行第86号、総行公第39号、総財公第61号、総財務第71号、15文科高第275号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

記

第1 地方公共団体の内部組織に関する事項（略）

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る

ことを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

## 1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。(第244条の2第3項関係)
- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収(第231条の3)、不服申立てに対する決定(第244条の4)、行政財産の目的外使用許可(第238条の4第4項)等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。(第244条の2第3項関係)
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。(第244条の2第6項関係)

## 2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。(第244条の2第4項関係)
  - ① 「指定の手續」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。

なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。

    - ア 住民の平等利用が確保されること。
    - イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
    - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
  - ② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件(休館日、開館時間、使用制限の要件等)のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。

③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。

(2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。(第244条の2第8項及び第9項関係)

(3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

### 3 適正な管理の確保等に関する事項

(1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。(第244条の2第7項関係)

(2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

(3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」(平成15年6月16日付け総行第91号総務省政策統括官通知)の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

### 4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

### 第3 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (改正法附則第1条関係)
  
- 2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。 (改正法附則第2条関係)

関係法令等 9

総行行第 86 号  
総行公第 39 号  
総財公第 61 号  
総財務第 71 号  
15 文科高第 275 号

平成 15 年 7 月 17 日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長  
総務省自治財政局長  
文部科学省高等教育局長

地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等  
に関する法律の公布について（通知）

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 15 年法律第 119 号。以下「整備法」という。）は、平成 15 年 7 月 16 日に公布されました。

地方独立行政法人制度は、各地方公共団体の自主的な判断に基づき、地方公共団体とは別の法人格を有する団体を設立し、自律的かつ弾力的な業務運営を行うとともに、適切な事後評価と見直しを行うことにより、業務の効率性やサービス水準の向上を図ることを目的としており、今日の厳しい経済状況の下、各地方公共団体における行政改革をより一層適切に推進していくための新たな手法として位置付けられるものです。

もとより、地方独立行政法人の設立は当該地方公共団体の自主的な判断によるものですが、行政機能の減量化が強く求められている現状にかんがみれば、まず、対象となる事務・事業についてその廃止や民間譲渡の可能性について十分な検討を行うことが必要です。その上で、公の施設の指定管理者制度の活用等と比較検討し、地方公共団体が自ら実施するよりも地方独立行政法人を設立して行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合に地方独立行政法人制度によることが適当です。

なお、大学の設置及び管理を行う公立大学法人については、大学における教育研究の特性に配慮し「大学改革」の視点を踏まえて設立の検討を行うことが必要です。

貴職におかれては、このような制度の趣旨にのっとり、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行にあたって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

## 記

### 第1 総則

#### 1 目的

この法律は、地方独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務・事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的としたこと。（法第1条関係）

#### 2 定義

(1) この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務・事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人としたこと。（法第2条第1項関係）

(2) この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人（大学の設置及び管理を行うものを除く。）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性の確保を特に図るため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして地方公共団体が定款で定めるものとしたこと。（法第2条第2項関係）

#### 3 業務の公共性、透明性及び自主性

地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならないものとし、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならないとともに、この法律の運用に当たっては、地方独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならないものとしたこと。（法第3条関係）

#### 4 財産的基礎

(1) 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財

産的基礎を有しなければならないものとしたこと。(法第6条第1項関係)

(2) 地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができないものとしたこと。(法第6条第2項関係)

## 5 設立

地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあつては総務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならないものとしたこと。(法第7条関係)

なお、総務大臣の認可に関しては、今後、地方自治法第250条の2に基づく認可基準において明確な基準を定める予定であること。

## 6 定款

地方独立行政法人の定款には、法人の名称、業務範囲等一定の事項を規定しなければならないものとし、定款事項のうち特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別については、変更することができないものとしたこと。(法第8条関係)

## 7 地方独立行政法人評価委員会

設立団体に、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置くものとし、地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関する事等事務をつかさどらせるものとしたこと。(法第11条関係)

## 第2 役員及び職員

### 1 役員

(1) 地方独立行政法人に、役員として、理事長一人、副理事長、理事及び監事を置くものとしたこと。(法第12条関係)

(2) 理事長は、当該地方独立行政法人が行う事務・事業に関して高度な知識及び経験を有する者その他当該地方独立行政法人が行う事務・事業を適正かつ効率的に運営することができる者のうちから設立団体の長が任命するものとしたこと。(法第14条第1項関係)

(3) 監事は、地方独立行政法人の財務管理、経営管理その他業務運営に関し優れた識見を有する者であつて、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているものうちから、設立団体の長が任命するものとしたこと。(法第14条第2項関係)

なお、設立団体の長は、地方独立行政法人の業務の監査を適切かつ効果的に行うために特に必要があると認めるときは、監事からの求めに基づき、税理士、公認会計士

又は弁護士を監事補佐人として選任し、監事の監査を補佐させることが適当であること。

## 2 役員の任期

役員の任期は、4年以内において定款で定める期間としたこと。(法第15条第1項関係)

## 3 職員の任命

地方独立行政法人の職員は、理事長が任命するものとしたこと。(法第20条関係)

# 第3 業務運営

## 1 地方独立行政法人の対象業務

(1) 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行うものとしたこと。

- ① 試験研究を行うこと。
- ② 大学の設置及び管理を行うこと。
- ③ 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。(法第21条関係)
  - ア 水道事業(簡易水道事業を除く。)
  - イ 工業用水道事業
  - ウ 軌道事業
  - エ 自動車運送事業
  - オ 鉄道事業
  - カ 電気事業
  - キ ガス事業
  - ク 病院事業
  - ケ その他政令で定める事業
- ④ 社会福祉事業を經營すること。
- ⑤ 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと(②～④に掲げるものを除く。)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

なお、⑤の公共的な施設で政令で定めるものについては、国際見本市場施設、国際会議場施設、国際展示場施設等独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりがある大規模な施設等を定める予定であること。

2 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立するに当たっては、その趣旨にかんがみ、独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりがあるか否かについて十分検討されたいこと。

## 3 業務方法書

地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受

け、これを公表しなければならないものとしたこと。(法第 22 条関係)

#### 4 料金

地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならないものとするとともに、設立団体の長は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならないものとしたこと。(法第 23 条関係)

#### 5 中期目標

設立団体の長は、議会の議決を経て、3 年以上 5 年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならないものとしたこと。(法第 25 条関係)

#### 6 中期計画

地方独立行政法人は、5 の指示を受けたときは、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画を作成し、設立団体の長の認可を受け、これを公表しなければならないものとしたこと。(法第 26 条関係)

#### 7 年度計画

地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、6 の認可を受けた中期計画（以下「認可中期計画」という。）に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならないものとしたこと。(法第 27 条関係)

#### 8 業務の実績に関する評価

(1) 評価委員会は、地方独立行政法人の各事業年度及び中期目標期間における業務の実績について評価をし、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならないものとするとともに、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができるものとしたこと。(法第 28 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 30 条第 1 項及び第 2 項関係)

なお、地方独立行政法人の業務実績の評価に際しては、その業務の公共性及び透明性を確保するべく、住民の視点に立って、財務評価のみならず、社会的な評価の観点からも評価が行われるべきものであること。

(2) 評価結果の通知に係る事項等は、公表しなければならないものとするとともに、設立団体の長を通じて議会の報告されるものとしたこと。(法第 28 条第 4 項、第 5 項及び第 30 条第 3 項関係)

#### 9 中期目標の期間の終了時の検討

設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、評価委員会の意見を聴き、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしたこと。(法第 31 条関係)

## 第4 財務及び会計

### 1 企業会計原則

地方独立行政法人の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとしたこと。(法第33条関係)

### 2 財務諸表等

地方独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、設立団体の長の承認を受け、これを公告等しなければならないものとしたこと。(法第34条関係)

### 3 会計監査人の監査

地方独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。)は、財務諸表等について、会計監査人(公認会計士及び監査法人に限る。)の監査を受けなければならないものとしたこと。(法第35条及び第37条関係)

### 4 利益及び損失の処理等

(1) 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、繰越損失をうめ、なお残余があるときは、積立金として整理するものとし、損失を生じたときは、積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、繰越欠損金として整理しなければならないものとしたこと。(法第40条第1項及び第2項関係)

(2) 地方独立行政法人は、(1)の残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を認可中期計画で定めた剰余金の使途に充てることのできるものとしたこと。(法第40条第3項関係)

(3) 地方独立行政法人は、中期目標期間終了時点で積立金があるときは、一定の場合を除き、設立団体に納付しなければならないものとしたこと。(法第40条第4項及び第6項)

### 5 借入金等

(1) 地方独立行政法人は、認可中期計画で定めた短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができるものとしたこと。(法第41条第1項関係)

(2) 地方独立行政法人は、設立団体から長期借入金をする場合を除き、長期借入金及び債券発行をすることができないものとしたこと。(法第41条第5項関係)

### 6 財源措置

設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができるものとしたこと。(法第42条関係)

### 7 財産の処分等の制限

地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならないものとするとともに、設立団体の長は、当該認可をしようとするときは、議会の議決を経なければならないものとしたこと。(法第44条関係)

## 第5 人事管理

### 1 特定地方独立行政法人

#### (1) 役員及び職員の身分

特定地方独立行政法人の役員及び職員は、地方公務員とすること。(第47条関係)

#### (2) 役員の報酬等及び職員の給与

特定地方独立行政法人の役員に対する報酬等及び職員に対する給与は、その役員の業績やその職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならないものとし、その支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、当該特定地方独立行政法人の業務の実績等一定の事情を考慮して定め、公表しなければならないものとしたこと。(法第48条及び第51条関係)

#### (3) 評価委員会の意見の申出

評価委員会は、役員の報酬等の支給の基準について、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができるものとしたこと。(法第49条関係)

#### (4) 役員の服務

特定地方独立行政法人の役員は秘密保持義務が課され、また、一定の政治的行為が制限されるほか、任命権者の承認のある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならないものとしたこと。(法第50条関係)

#### (5) 職員の勤務時間等

特定地方独立行政法人は、国及び地方公共団体の職員の勤務条件その他の事情を考慮し、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休職について規程を定め、公表しなければならないものとしたこと。(法第52条関係)

#### (6) 議会への報告等

設立団体の長は、毎年、議会に対し、特定地方独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならないものとしたこと。(法第54条関係)

### 2 一般地方独立行政法人

#### (1) 役員及び職員の身分

一般地方独立行政法人(特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人をいう。)の役員及び職員は、地方公務員の身分を有しないこと。

#### (2) 役員の兼職禁止等

一般地方独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならないものとしたこと。

なお、役員及び職員に秘密保持義務が課せられるものとしたこと。(法第55条及び第56条第2項関係)

#### (3) 職員の給与等

一般地方独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるもので

なければならないこととし、その支給の基準は、当該一般地方独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定め、公表しなければならないものとしたこと。

なお、役員の報酬等については、特定地方独立行政法人の役員の報酬等に準じた取扱いとしたこと。（法第 56 条第 1 項及び第 57 条関係）

#### （４）役員及び職員の地位

一般地方独立行政法人の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとしたこと。（法 58 条関係）

### 第 6 地方独立行政法人への移行に伴う措置

#### 1 職員の引継等

移行型地方独立行政法人（地方独立行政法人であってその成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。）の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うもののうち、当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型地方独立行政法人の職員となるものとしたこと。この場合において、当該移行型地方独立行政法人の職員となった者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の設立団体の職員としての引き続きた在職期間を当該移行型地方独立行政法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとするものとしたこと。（法第 59 条及び第 61 条関係）

#### 2 権利義務の承継等

移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務（当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものを除く。）のうち政令で定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時ににおいて当該移行型地方独立行政法人が承継するものとしたこと。（法第 66 条関係）

### 第 7 公立大学法人に関する特例

#### 1 名称の特例

公立大学法人は、その名称中に、地方独立行政法人という文字に代えて、公立大学法人という文字を用いなければならないものとしたこと。（法第 68 条関係）

#### 2 教育研究の特性への配慮

設立団体は、公立大学法人に係るこの法律の規定に基づく事務を行うに当たっては、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならないものとしたこと。（法第 69 条関係）

### 3 理事長の任命の特例等

- (1) 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとしたこと。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとするのできるものとしたこと。(法第 71 条第 1 項関係)
- (2) (1) により大学の学長となる公立大学法人の理事長（以下「学長となる理事長」という。）の任命は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関（公立大学法人が設置する大学ごとに、7 の経営審議機関を構成する者の中から当該経営審議機関において選出された者及び 7 の教育研究審議機関を構成する者の中から当該教育研究審議機関において選出された者により構成するものをいう。）の選考に基づく当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行うものとしたこと。(法第 71 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項関係)
- (3) (1) により学長を理事長と別に任命するものとされた大学（以下「学長を別に任命する大学」という。）の学長の任命は、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づき、理事長が行うものとしたこと。(法第 71 条第 5 項関係)

### 4 教員等の任命等

学長を別に任命する大学においては、理事長が副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員（教授、助教授、講師及び助手をいう。）を任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとしたこと。(法第 73 条関係)

### 5 学長の任期等

公立大学法人が設置する大学の学長の任期は、2 年以上 6 年を超えない範囲内において、当該大学に係る選考機関の議を経て、当該公立大学法人の規程で定めるものとしたこと。(法第 74 条関係)

### 6 理事長の解任の特例等

学長となる理事長を解任する場合又は学長を別に任命する大学の学長を解任する場合には、当該学長となる理事長が学長である大学又は当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の申出により行うものとしたこと。(法第 75 条関係)

### 7 審議機関

公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関（「経営審議機関」という。）及び当該公立大学法人が設置する大学ごとに当該大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関（「教育研究審議機関」という。）を置くものとしたこと。(法第 77 条関係)

### 8 中期目標等の特例

- (1) 公立大学法人に係る中期目標の期間は、6 年間としたこと。(法第 78 条第 1 項関係)
- (2) 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しな

ればならないものとしたこと。(法第 78 条第 3 項関係)

#### 9 認証評価機関の評価の活用

評価委員会が公立大学法人について中期目標の期間における業務の実績についての評価を行うに当たっては、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 69 条の 3 第 2 項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとしたこと。(法第 79 条関係)

#### 10 設立の認可等の特例

公立大学法人に関するこの法律の規定の適用については、この法律中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び文部科学大臣」とするものとしたこと。(法第 80 条関係)

#### 11 その他

公立大学法人は、一般地方独立行政法人で大学の設置及び管理を行うものとしたこと。

大学の設置及び管理を行う特定地方独立行政法人は設立することができないものとしたこと。(法第 2 条第 2 項及び第 68 条関係)

なお、公立大学法人は大学の設置、管理及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならないものとしたこと。(法第 70 条関係)

### 第 8 公営企業型地方独立行政法人に関する特例

#### 1 企業の経済性の発揮

公営企業型地方独立行政法人は、公営企業と同様、常に企業の経済性を発揮するよう努めなければならないものとしたこと。(法第 81 条関係)

#### 2 料金及び中期計画の特例

(1) 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、料金に関する事項についても定めるものとしたこと。(法第 83 条第 2 項関係)

(2) 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならないものとしたこと。(法第 83 条第 3 項関係)

#### 3 利益及び損失の処理の特例

公営企業型地方独立行政法人が毎事業年度、損益計算において利益を生じた場合、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときに、認可中期計画で定める剰余金の使途に充てる場合には、設立団体の長の承認を受けることを要しないものとしたこと。(法第 84 条関係)

#### 4 財源措置の特例

公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、

(1) その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

(2) 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業

の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については設立団体が負担することとしているが、これらを除き、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てなければならないものとしたこと。これは公営企業と同様の経費の負担の原則であること。(法第 85 条関係)

## 5 債務の負担

公営企業型地方独立行政法人は、設立団体に対し、第 6 の 2 の地方債のうち公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担するものとしたこと。(法第 86 条関係)

## 第 9 雑則

### 1 報告及び検査

総務大臣若しくは都道府県知事又は設立団体の長に、地方独立行政法人に対する報告徴収権、立入検査権及び違法行為等の是正命令権を付与したこと。(法第 88 条及び第 89 条関係)

### 2 解散

地方独立行政法人は、設立団体がその議会の議決を経て、都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立団体の場合にあつては総務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けたときに、解散するものとしたこと。(法第 92 条関係)

## 第 10 罰則

所要の罰則規定を設けるものとしたこと。(法第 97 条、第 98 条、第 99 条及び第 100 条関係)

## 第 11 その他

### 1 地方独立行政法人の個人情報保護について

地方独立行政法人の個人情報保護については、各設立団体が、当該地方独立行政法人の性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならないものとされており、各設立団体においては、個人情報保護条例において所要の規定整備を行う等適切に対応されたいこと。(整備法第 6 条関係)

### 2 地方独立行政法人の情報公開について

地方独立行政法人の情報公開については、1 と同様に各設立団体が、情報公開条例において所要の規定整備を行う等適切に対応されたいこと。

### 3 第三セクター等の取扱いについて

第三セクター等の経営再建、清算等に際し、地方独立行政法人制度を活用すること

は、厳に慎まれないこと。

## 第12 施行期日

原則として、平成16年4月1日から施行することとしたこと。ただし、一部の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしたこと。(法附則第1条関係)

総行情第91号  
平成15年6月16日

各都道府県知事殿  
(個人情報保護対策担当課・市区町村担当課扱い)  
各指定都市市長 殿  
(個人情報保護対策担当課扱い)

総務省政策統括官

### 地方公共団体における個人情報保護対策について

今般、個人情報の保護に関する法律（以下「基本法」という。）が、平成15年5月30日に法律第57号をもって公布され、公布の日から（一部の規定については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から）施行されることとなりました。また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関法」という。）が、平成15年5月30日に法律第58号をもって公布され、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなりました。

基本法は、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めるものです。行政機関法は、国の行政機関を対象とし、国の行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めるものです。

基本法において個人情報保護に関する地方公共団体の責務等が定められたこと、及び行政機関法において国の行政機関に係る個人情報保護法制が充実・強化されたことを踏まえ、地方公共団体においても、個人情報保護条例の制定又は見直しにより、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施することが必要であると考えられますので、貴都道府県・指定都市におかれても下記の点に留意の上、個人情報の取扱いについて万全を期せられますようお願いいたします。

また、都道府県にあつては、区域内の市区町村にもこの旨通知の上、個人情報保護条例の制定又は見直しに関し、必要な助言、情報の提供等に努められますようお願いいたします。

記

## 第1 基本法関係

### 1 目的

基本法は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものであること（第1条）。

### 2 地方公共団体の責務・施策

(1) 地方公共団体は、基本法の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じ、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するものであること（第5条）。

(2) 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならないものであること（第11条）。

(3) 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならないものであること（第12条）。

(4) 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならないものであること（第13条）。

### 3 施行期日

基本法は、公布の日から施行することとされていること。ただし、基本法第4章から第6章まで及び附則第2条から第6条までの規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされていること（附則第1条）。

## 第2 行政機関法関係

### 1 目的

行政機関法は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものであること（第1条）。

## 2 対象となる行政機関

行政機関法における「行政機関」とは、次に掲げる機関をいうものであること（第2条第1項）。

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- ② 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち④の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- ③ 国家行政組織法第3条第2項に規定する機関（⑤の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- ④ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- ⑤ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
- ⑥ 会計検査院

## 3 施行期日

行政機関法は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされていること（附則第1条）。

### 第3 個人情報保護条例の制定又は見直しに当たっての留意事項

基本法及び行政機関法の規定の趣旨を踏まえ、個人情報保護条例を未制定である市町村にあつては、早急に条例制定に向けた取組みが必要である。具体的には、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成11年法律第133号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行日である平成15年8月25日を目途として条例が制定されていることが望ましい。また、すでに個人情報保護条例を制定している団体にあつても、行政機関法の内容を踏まえた所要の見直しを検討することが適当である。

条例の制定又は見直しに当たっては、主に以下に掲げるような事項に留意する必要がある。

#### 1 保護の対象とすべき個人情報の処理形態

多くの個人情報保護条例は、電子計算機の導入を契機として、専ら電子計算機処理に係る個人情報を対象として制定されてきており、電子計算機を用いない、いわゆる「マニュアル処理」（手作業処理）に係る個人情報については、保護の対象外としている条例が存在する。

個人情報の処理に伴う個人の権利利益の侵害の可能性は、マニュアル処理についても存在し、また、個人情報を収集する段階では、電子計算機による処理を行うかどうか必

ずしも明らかでない場合があり、実際の事務処理においてはマニュアル処理に係る場面と電子計算機処理に係る場面とが連動しているために、両処理を明確に区分することが困難な場合が少なくない。また、国においても、行政機関法はマニュアル処理に係る個人情報も保護の対象としているところである。このような事情から、電子計算機処理に係る個人情報のみでなく、マニュアル処理に係る個人情報についても条例による保護の対象とする必要がある。

## 2 個人情報保護条例の対象機関の範囲

地方公共団体が保有する個人情報の保護対策は、個人情報の取扱いに伴って生じるおそれがある個人の権利利益の侵害を防止することを目的とするものであるから、基本的には、地方公共団体の各機関の間で保護対策を講ずる必要性が異なるところはないものと考えられる。

現在、都道府県の個人情報保護条例において、実施機関としていない執行機関がある場合には、個人情報の適切な保護の必要性は都道府県の各機関によって異なるものではないこと、行政機関法においても原則としてすべての行政機関を対象としていること等から、各都道府県においては、実施機関としていない執行機関についても、当該執行機関と十分協議の上、個人情報保護条例の対象としていくことが望ましい。

## 3 自己情報の開示・訂正等・利用停止に関する規定

### (1) 自己情報の開示請求権

地方公共団体が保有する個人情報は、各種行政運営の基礎データとなるものであり、また、その正確性が個人の権利利益に係る場合も多いものと考えられる。

したがって、不正確な情報によって個人が不測の不利益を被ることを事前に防止するとともに、住民の不安感を払拭するためには、地方公共団体が保有している個々の個人情報について、原則として本人がその存在及び内容を確認できるようにすることが必要である。

### (2) 自己情報の訂正等の請求権

地方公共団体が保有する個人情報の中には、当該団体が行う行政処分の基礎となるものがある。このような個人情報に関して事実が誤りがあり、それに基づいて誤った行政処分が行われた場合には、不服申立てや行政事件訴訟等当該行政処分に係る既存の争訟制度によってその救済を図ることとなる。

しかしながら、行政処分が行われる以前の段階で、今後行われるであろう行政処分の基礎となる個人情報の事実の誤りや欠落について、訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）をすることができれば、住民にとっても誤った事実に基づいた行政処分を受けることを回避できるという利点がある。また、行政処分に結び付かない事実の誤り・欠落であっても、個人の権利利益の保護の観点からその誤り等について訂

正等をする意義はあるものと考えられる。このような目的を達成するため、開示請求により開示を受けた者について、自己情報の訂正等の請求を行うことを認める必要がある。

### (3) 目的外利用等の際の利用停止請求権

個人情報保護条例における個人情報の適正な取得、利用、提供等の取扱いに関する規範の実効性を担保するため、許容限度を超えた個人情報の目的外での利用又は外部提供が行われている場合、個人情報の取得が適正な方法で行われなかった場合等に、開示請求により開示を受けた者が、自己情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求を行うことを認める必要がある。

従来、利用停止請求権に関する規定が設けられていたのは一部の個人情報保護条例にとどまっていたところであるが、今般、行政機関法において利用停止請求権に関する規定が整備されたことから、個人情報保護条例における関係規定の整備が必要である。

## 4 外部委託に関する規制

地方公共団体が個人情報の取扱いを外部に委託しようとする場合には、委託先において個人情報の漏えい等の問題が生じないようにあらかじめ適切な措置を講じておくことが必要である。従来、個人情報の外部への漏えい等に関する事案の多くが、委託先からのものであったことから、外部委託に関する規制を設けることは重要である。このため、個人情報保護条例に、個人情報の保護に関して必要な事項を委託契約に盛り込むことを義務付ける等、委託先においても個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講ずることを当該地方公共団体に義務付ける等の規定を設けることとすべきである。

また、受託者又は受託者であった者に対しては、受託業務に関して取扱う個人情報の安全確保について当該地方公共団体と同様の義務を負い、個人情報の漏えい防止等のために必要な措置を講ずることを義務付けるとともに、受託事務従事者又は従事していた者に対しては、受託業務に関して取扱う個人情報の保護について当該地方公共団体の職員又は職員であった者が負う義務と同様の義務を課す旨の規定を設けることが適当である。

## 5 救済措置

### (1) 不服申立て

自己情報の開示請求に対する決定、訂正等の請求に対する決定、利用停止請求に対する決定等の請求に係る処分不服がある者は、行政不服審査法に基づき不服申立てを行うことができる。この不服申立てがあったときに、当該不服申立てに対する裁決又は決定に当たって、実施機関が審査会等の附属機関に諮問しなければならない旨の規定を置くことが適当である。

## (2) 苦情処理

個人情報の取扱いに関する救済手段について、不服申立てや訴訟によるよりも、簡易・迅速な手段として苦情処理の制度がある。個人情報保護に関しては、苦情処理によって問題の解決を図る方が適切な場合が多いと考えられるため、住民からの苦情に迅速・公正・柔軟に対応するための制度を設けることが適当である。

## 6 罰則

一般に、職員等の責務の履行の確保は、服務規律の確立、厳正な個人情報の取扱いの徹底等によることが基本となるものである。しかしながら、行政機関法においては、行政機関におけるIT化の進展状況にかんがみ、行政に対する国民からの信頼を確保するため国家公務員法の守秘義務違反等に係る罰則に加え、以下のような罰則を規定しているところである。

- ① 行政機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する（第53条）。
- ② 行政機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する（第54条）。
- ③ 行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する（第55条）。

このような国における法整備の状況を踏まえ、各地方公共団体においても、関係機関と協議の上、個人情報保護条例に罰則を設けることを積極的に検討することが望ましい。

## 7 いわゆる「オンライン禁止規定」について

従来の個人情報保護条例の中には、地方公共団体の電子計算機システムを通信回線によって外部の機関と結合すること、通信回線を通じて外部へ個人情報を提供すること等を一律に禁止しているものが見受けられるところである。しかしながら、ネットワークを活用した情報処理がIT社会の実現に向けて不可欠であることに鑑み、一律に禁止をするのではなく、提供の目的、利用形態や権利利益の侵害のおそれ、受領者側における保護措置の状況等を個別に検討した上で提供の可否を決定すべきである。

このことから個人情報保護条例において一律にオンライン結合を禁止している場合には、早急な規定の見直しが必要である。

都道府県知事殿

総務省自治行政局長

地方自治法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成15年政令第374号）、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第375号。以下「改正令」という。）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第111号。以下「改正規則」という。）は、平成15年8月29日に公布され、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）、改正令及び改正規則は、平成15年9月2日から施行されることとなりました。

改正法の内容、留意事項等については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成15年7月17日付け総行行第87号総務省自治行政局長通知）により示したところですが、改正令及び改正規則の内容は、改正法の施行に伴う規定の整備のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第221条第3項に規定する普通地方公共団体の長の調査等及び法第199条第7項後段に規定する監査委員による監査の対象となる法人の範囲を改めたものです。

貴職におかれては、下記事項及び上記通知に示した事項に留意の上、改正法による地方公共団体の内部組織に関する事項及び公の施設の指定管理者制度の施行が円滑に行われるとともに、地方公共団体が資本金等の出資をしている法人に対する長の調査等及び監査委員による監査が適切に運用されるよう格別の配慮をされるようお願いいたします。なお、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第一 地方公共団体の内部組織に関する事項（略）

第二 公の施設に関する事項

改正法の施行に伴い、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則中、公の施設の管理受託者に関する規定を削除したほか、その他関係政令の規定について所要の整備を行ったものであること。（令第173条の3、則第17条、改正令附則第9条関係）

（以下、略）

自治画第67号  
平成12年3月29日  
(平成15年9月2日一部改正)

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

自治事務次官

### 地方公共団体におけるPFI事業について

今般、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という）第4条第1項に定める基本方針が制定されました。地方公共団体においては、下記事項に留意のうえ、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内市区町村にもこの旨周知されるようお願いいたします。

### 記

第1～5 （略）

### 第6 公の施設関係

- 1 PFI法に基づいて公共施設等を整備しようとする場合の当該公共施設等の管理については、公の施設制度の趣旨を踏まえ、公の施設として管理すべきか否か適切に判断するものであること。
- 2 PFI事業により公の施設を整備しようとする場合にあっては、施設の設置及びその管理に関する事項等については条例でこれを定めるものであること。
- 3 PFI事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設を公の施設として供用する間、PFI事業者が施設の所有権を有する場合は、地方公共団体は、公の施設を設置するに伴って住民に対して負う責務を全うするに十分な、安定的な使用権原（賃借権等）を取得しておく必要があること。
- 4 PFI事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設の管理を包括的に民間事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の制度を採用すること。

ただし、民間事業者に対して、包括的な委任でなく、例えば下記の諸業務をPFI事業として行わせることは可能であり、また一の民間事業者に対してこれらの業務のうち

複数のものをPFI事業として行わせることも可能であること。その場合にあつては、当該民間事業者については、当該公の施設の利用に係る料金を当該民間事業者の収入として收受させること及び当該料金を当該民間事業者が定めることとすることはできないこと（地方自治法第244条の2第8項、第9項）

- ① 下記のような事実上の業務
  - ・施設の維持補修等のメンテナンス
  - ・警備
  - ・施設の清掃
  - ・展示物の維持補修
  - ・エレベーターの運転
  - ・植栽の管理
- ② 管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる下記のような定型的行為
  - ・入場券の検認
  - ・利用申込書の受理
  - ・利用許可書の交付
- ③ 私人の公金取扱いの規定（地方自治法第243条、同法施行令第158条）に基づく使用料等の収入の徴収
- ④ 当該施設運営に係るソフト面の企画

第7 （略）

総行行第15号  
平成19年1月31日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について（通知）

地方自治法第244条に規定する公の施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、指定管理者制度が導入されたところですが、平成18年9月1日をもって平成15年改正法附則第2条に規定する経過措置期間が終了し、地方公共団体は、公の施設について自ら直接管理を行うか、指定管理者による管理を行なうかのいずれかによることとなったところです。また、指定管理者の導入状況については、別添のとおり「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」として公表しました。

公の施設の管理及び指定管理者制度の運用にあたっては、引き続き、下記の点に留意の上、運用されるようお願いいたします。なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしく願いいたします。

記

- 1 公の施設の管理については、既に指定管理者制度を導入している施設も含め、引き続き、そのあり方について検証及び見直しを行い、より効果的、効率的な運営に努めること。
- 2 指定管理者の選定手続については、透明性の高い手続きが求められていることから、指定管理者の指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準、手続等について適時に必要な情報開示を行なうこと等に努めること。

総財財第33号  
平成20年6月6日

各都道府県知事殿

総務事務次官

### 平成20年度地方財政の運営について

平成20年度の地方財政については、政府としては、地方財政の重要性にかんがみ、その運営に支障が生じることのないよう所要の対策を講じることとし、「平成20年度地方財政計画」（平成20年1月25日閣議決定、別紙1及び別紙2）及び「平成20年度地方債計画」（平成20年総務省告示第266号及び第294号、別紙3）を策定し、また、第169回国会において4月30日に「地方税法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第21号）、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第22号）及び「地方法人特別税等に関する暫定措置法」（平成20年法律第25号）が成立したところです。うち前二法については、同日に公布、施行され、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成20年4月30日付け総務事務次官通知）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行について」（平成20年4月30日付け総務事務次官通知）により通知したところです。なお、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」は、平成20年10月1日から施行されます。

平成20年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、平成8年度以降13年連続して、「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当する財源不足が生じるという深刻な事態に直面しました。

また、地方財政は、バブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が累積しており、平成20年度末においては、地方債（普通会計債）残高が137兆円、これに交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）の借入金残高並びに普通会計でその償還財源を負担することとなる公営企業債残高を加えると、借入金の総額は197兆円に達する見込みとなっています。今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることなどから、地方財政は、構造的にみて、極めて厳しい状況にあります。

さらに、高齢化が本格化する中であって、我が国の経済活力を維持し、社会保障制度や少子化対策を充実していくためには、持続的な経済成長を図るとともに、財政健全化に向けた歳出歳入一体改革に取り組んでいくことが求められています。

このような状況の下で、地方公共団体が、国民の要請に応じてその役割を適切に果たしていくためには、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めつつ、地方分権を推進し、地方公共団体の創造性・自律性を高め、活力ある地方を創るための施策の展開が可能となるよう地方税財源の充実確保を図っていく必要があります。

平成20年度の地方財政運営に当たっては、このような地方財政の現状を踏まえ、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することとして、下記事項に十分留意の上、経済の動向に即応した機動的・弾力的な運営にも配意し、節度ある財政運営を行うようお願いします。

また、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願いします。

なお、本通知は「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

### 第一 財政運営の基本的事項

1～3 （略）

4 地方分権改革、市町村合併及び行政改革の推進等

(1)～(7) （略）

(8) 指定管理者制度の運用

平成15年度に導入された指定管理者制度は、導入後5年を経過し新たな指定管理者の選定に入ろうとしている団体が多いと見込まれるところであり、運用に当たっては以下の事項に留意し、その在り方について検証及び見直しを行われたい。

ア 指定管理者の選定の際の基準設定に当たっては、公共サービスの水準の確保という観点が重要であること。

イ 指定管理者の適切な評価を行うに当たっては、当該施設の態様に応じ、公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入することが重要であること。

ウ 指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。また、委託料については、適切な積算に基づくものであること

第二～四 （略）

総行経第38号  
平成22年12月28日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各都道府県議会議長  
各指定都市議会議長

総務省自治行政局長

### 指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしく願います。

### 記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価額競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとしてとされている。この期間に

については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。

- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（抄）  
（平成25年文部科学省告示第60号）

10 指定管理者制度の運用に関する事項

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設である公の施設の管理運営について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、それぞれの施設の設置目的を効果的に達成するため、設けられたものである。

指定管理者制度により劇場、音楽堂等の管理運営を行う場合には、設置者は、創造性及び企画性が劇場、音楽堂等の事業の質に直結するという施設の特性に基づき、事業内容の充実、専門的人材の養成・確保、事業の継続性等の重要性を踏まえつつ、同制度の趣旨を適切に生かし得る方策を検討するよう努めるものとする。

この場合において、設置者は、その設置する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

- ア 劇場、音楽堂等の機能を十分発揮するため、質の高い事業を実施することができる専門的な知識及び技術を有する指定管理者を選定すること。このため、指定管理者を公募により選定する場合には、適切な者を選定できるよう、選考基準や選考方法を十分に工夫すること。
- イ 優れた実演芸術の公演等の制作、有能な専門的人材の養成・確保等には一定期間を要するという劇場、音楽堂等の特性を踏まえ、適切な指定管理期間を定めること。
- ウ 指定管理者が実演芸術の公演を企画し、実施する場合には、これを円滑に実施できるようその実施方法等を協定等に適切に位置付けるなど配慮すること。
- エ 指定管理者が劇場、音楽堂等の事業を円滑に行うことができるよう、指定管理者との間で十分な意思疎通を図ること。